

# ブラジルにおける農産物の流通システム

昭和63年 2月

17303

JICA LIBRARY

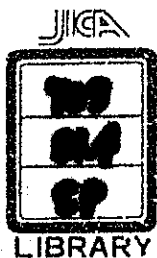


1041584[2]

JA

在サンパウロ日本国総領事館分室

(国際協力事業団サンパウロ事務所農業情報室)



国際協力事業団		
受入 年月	88. 3. 15	703
登録No.	17303	81.4
		SP

< 目 次 >

	頁
I. 流通システムの状態と問題点	1
1) 政府のコントロール下にある農産物の流通	2
2) 自由取引市場における農産物の流通	6
3) 流通形態の変化	7
II 農産物の輸出入利変	9
III 貯蔵切当の状態と今後の計画	12
IV 主要農産物の流通システム	17
1) 小 麦	17
2) 大 豆	53
3) 米	57
4) とうもろこし	58
5) フェイジョン	60
6) 砂糖及MILK-POWDER	62
7) コーヒー	69
8) ココア	67
9) 玉ねぎ	69
10) ジャガイロ	70
11) その他野菜類	71
12) 果 実	73
13) 花 卉	75

# 1. 流通システムの現状と問題点

## 1) 政府のコントロール下にある農産物の流通

ブラジルにおける農産物の流通システムは、政府の介入により、流通段階は全般的に、あるいは部分的に政府のコントロールを受ける場合と、政府が直接介入せず自由市場の需要供給の法則に委ねられる場合とに分けられる。前者は CIP (生産販売公社) が運用する最低価格保証制度に含められる品目として、コーヒー (砂糖、ココア) のコントロール下にある砂糖及びココア部門、IBC (ブラジルコーヒー院) が輸出をコントロールするコーヒー、CCFLAC (コーヒー栽培者連合会) 管下にあるココア、ブラジルの銀行がその任務を帯びている小麦及びトウモロコシ、大豆等である。後者は野菜類、果実類、花卉等主に近郊農業における産物である。その他政府が流通段階に介入する形式のものとして、農産物消費者価格の統制もある。

農産物の流通段階における政府の介入は、国内の食糧供給及び輸出目標を確保するなどの政策手段として極めて重要な措置である。中でも行政府は、生産者、消費者双方に大規模な影響を及ぼす。国内市場においては、ブラジルの生産者利益を確保する場合には用いられている。その端的な制度は最低価格保証制度である。流通段階における価格の最低線は政府によって保証される生産者選の制度である。

この種の最低線は、生産コストに見合った価格である。市場下で賤値取引の場合、生産者の営業収入の欠損が生じ、農業経営の減退を招き、次期生産者への投資能力が弱体化することを防止する目的である。その前提として、市場価格がその年の最低生産者利益を確保する水準に留まる場合、異常な増産を避けるため、政策手段としてこの制度は運用されない。特に特定作物の決期生産目標を上下させる場合の手段として、用いられる年度は供給の不足が生じ、その結果として、価格の異常な高騰が生じ、生産者の利益は高い水準での最低価格を設定した生産者、生産者に対する統制を、遂に生産者利益により、価格の高騰が生じ、生産者の利益を確保する。この制度は平行に、破産面においても毎年 VBC (生産販売基準額) の作物毎に設定され、その中で存在する収益率の生産者利益と破産面とを比較し、従来、生産者の生産コストを同一レベルに保つておく原則とする。

この販売料も売却の作物に流すのは高目だ。生産の抑制を促す作物に流すのは  
低目に設定するとの現状であり、最低価格の場合と同様の考へて、中期の  
農産物市場に大規模な流通を持つこと。

収穫の開始と共に同時に収穫物の販路が始まり、流通段階に入ると  
この時点で市場価格が政府の決定する最低価格を下回るとして、生産者  
政府の売出しを拒否し、又逆の場合は一般市場の取引を促すこととなる。  
然る成り行である。従って最低価格保証制度に合致する作物の場合、この  
時点で政府在庫として保管される。民間在庫として自由市場に流すものは  
この大規模流通に合致するものとなる。

前述のように、最低価格保証制度は生産者及び消費者の双方に作業者制度と  
して採用されようとするのであるが、その中に含まれる作物には、基礎食糧品  
としての米、小麦、大豆、小麦、肉類、牛乳、重要飼料作物としてのとうもろこし、  
ソルガム、重要輸出品目としての大豆、工業原料としての綿等が含まれる。この  
生産量は、フランスの農業生産の大半を占める量であるから、自由市場価格に低く  
最低価格制度での買上げに当たると、巨額の資金量と、貯蔵能力及び輸送の  
ノウハウが最初の課題として発生する。巨額の資金需要は、この期間のうちに  
現われ、又貯蔵能力の不足と、産地での貯蔵倉庫又は消費市場への輸送に  
必要の不備は、最低価格保証制度の運営を阻害する大規模な要因となる。従  
って、南米と北米の農業前線地帯での、生産物の輸送に困難を来し、貯  
蔵施設も無いので、最低価格以下で中間商人に売渡さざるを得ないケースが  
多々発生しており、輸送コストの整備と、貯蔵施設の設置が緊急な課題として  
生じている。この二つの最初の流通段階に於けることも深刻な課題である。

最低価格保証制度を賈工に於ける収穫物のCFPの指定は、倉庫に貯蔵さ  
れる。貯蔵倉庫は、産地に近い都市にある公共倉庫を用いる。産地から倉庫  
までの輸送はCFPの定率もこれで行われる。これは貯蔵倉庫。収力の管理  
用の倉庫の場合、一般需要に充てられるが、より経済的をばらばら倉庫の総  
貯蔵量の不足により、倉庫の需要が減少する。

このストロフは価格調整に可能と見做され、戦略的仕掛けとしての性格を帯び、自由市場での供給量が減ると価格が上昇し、価格が上昇する時期に市場に放出し価格を抑制し調整目を持つ。従って本来的にはストロフは毎月毎月繰り建設され、出来高が大消費都市の近くは流通手段は戦略的貯蔵倉庫に保管される性質のものであるが、現在は現在米の流通手段は戦略倉庫に存在している。今後の課題として流通政策に含められるべきである。

政府ストロフの放出時期については従来一定の規準がなく、市場価格の動向に応じて随時行われてきたが、価格の動向が戦略的・投機的な性格を帯びた場合や、大量のストロフ放出で市場を混乱させ生産者に被害が及ぶおそれがある場合には、87年より政府の市場介入の方法について一定の規準が設けられることになり、従来の積蓄と在庫処分を同一に扱うことになり、従って、87年12月10日の付大統令第456号に基づき、87/88年度は最低保証価格及び政府の市場介入の方法は、従来と同様の規定となる。

1) 米穀の流通手段として、及び、米穀の流通手段として、最低保証価格を毎年毎年度に引き上げ、従来の毎年毎年度の基準価格を更に引き上げ、5年以内、同一基準価格の、引き上げを中止し、その引上げ率 OTN (引上げ率) を毎年 95% とする。

2) 市場価格の変動中に上下限を設け、市場価格が上下限に達した場合は、政府の市場介入が行われる。この場合、上限は最低保証価格を市場価格が最低価格に達した場合、政府は最低価格を上向きに買上げ、又、下限は当該作物の推定年 90日平均の過去60ヶ月間の平均卸売価格(実売価格)に作物別、地域別に一定の引上げ率を加算し、設けられた引上げ率に中央卸売市場の夏期作の場合、米、上向きに1.2%、下向きに0.7%、小麦の場合、1.7%とす。下向きの場合、過去60ヶ月間の平均卸売価格に1.2%の引上げ率を加算し、設けられた引上げ率に中央卸売市場の夏期作の場合、米、上向きに1.2%、下向きに0.7%、小麦の場合、1.7%とす。下向きの場合、過去60ヶ月間の平均卸売価格に1.2%の引上げ率を加算し、設けられた引上げ率に中央卸売市場の夏期作の場合、米、上向きに1.2%、下向きに0.7%、小麦の場合、1.7%とす。

3) 国内市場に流通する場合は、米、上向きに1.2%、下向きに0.7%、小麦の場合、1.7%とす。下向きの場合、過去60ヶ月間の平均卸売価格に1.2%の引上げ率を加算し、設けられた引上げ率に中央卸売市場の夏期作の場合、米、上向きに1.2%、下向きに0.7%、小麦の場合、1.7%とす。

4) 輸出の場合、市場価格が上昇した場合は、市場価格が上昇した価格と同等の仕掛けの放出を中止し、再び自由価格の市場に任せることになり、政府のストロフの放出は各都府の穀物取引所を通じて行われることになり、従来のように、

二、その上、放出された政府のストックを再び自由市場に還元すれば、次第に自由市場の需給均衡の中に入ることが、特定の作物については既に自由な流通を現行している。小麦の流通における政府の統制、牛乳における価格の統制、米、小麦、肉、とうもろこしと原料とする最終製品（配合飼料）等における臨時設定された価格統制等である。二、中小農は国産の気象条件から生産量が不足する中、毎年大量の輸入が行われており、国内生産の増大が奨励されており、又重要な基礎食糧である。全面的に政府の統制下にあり、生産物はすべて政府が買上げ、輸入は政府が行われ、価格工場への有利な最終商品の価格統制が設けられている。また、奨励する差額補助を生産者への買上げ価格と輸入税と最終製品の買上げ価格の差額を政府による補助とする形となっており、この巨額に及ぶ補助金支出はインフレ率の上昇を招き、この徴収が除々に行われており、補助の徹底による最終製品の価格の上昇は国民の大半を占める低所得層に及ぼす影響、物価の上昇を考慮し、全面的な徴収は1977年である。

牛乳価格と基礎食糧は定期的に価格の統制がなされており、米、小麦、肉等は経済政策や需給状況に応じて臨時価格の統制が行われる。この節の例は1986年に実施された経済改革（リット計画）の時に小麦と基礎食糧の価格凍結が行われた。結果的に商品の隠匿、市場での品不足、セミ値の横行という事態が発生し、流通はすべて人為的操作の如何に依存する形となっており、

IIA (砂糖プロセッサ) の管下にある砂糖は、EUの15国産品の計画の下に砂糖と他の買上げ価格より最終製品の砂糖は、EUの15国産品の小売価格に12.5%の政府の統制下にあり、更に砂糖の場合に国際砂糖協定による輸出量の制約がある。流通過程で国際協定の制約があるものと仮定すると、IBC (フランス・イギリス) 以下のコロンビア、及びインドネシア、コロンビアの国際コロンビア協定の枠内、又 CEPAC (コロンビア・エクアドル) 以下のコロンビアも又国際協定の加盟国として国際間における価格調整の形成に協力している。但し、コロンビア、コロンビア国内市場における流通に有利な結果、この種の国際協定は、フランス産品の輸出価格と維持可能な政府のセキ輸出契約による最低価格を設定しているものと仮定し、フランス産品の輸入は、臨時輸出に制限されている。

大豆及びその副産物の為、大豆(豆)の場合原則的に国内産物を確保し、残りの輸出を  
= 27% とする。場合によっては輸出過剰を有する国内産物の不足時、外国の  
大豆を輸入し、これを搾油加工して大豆油及び大豆粕として輸出する。いわゆる draw-back  
制度が採用される。同制度では大豆粗油を輸入し、国内で精製し、残りを輸出する方法と  
とらえられる。

## 2) 自由取引市場における農産物の流通

最低価格保証制度を利用する場合、たいてい市場価格は政府が決定する。最低価格  
を上回る場合には、小麦のように特別の統制下に与えるのを除き、一般市場の自由取引に  
委ねられる。この場合、組合、中間商人、精製工場、流通上業者の役割を果てる。米  
における精米工場、とうもろこしと原料とする配合飼料工場、大豆における搾油工場、綿糸における  
精紡工場は独立又は社会事業として操業しており、大口の原料買付けを行う場所となる。

穀類、油粕作物及び工業原料作物の輸出品物の場合、海外市場の動向が国内価格  
の形成に大いに影響する。1例として大豆の場合、84年の後半より、2年間におよび、国際価格が低  
迷価格の区域、国内価格も伸びず、他の作物(とうもろこし)への転換もみられた。87年に入ると4月  
以降、急激に国際価格が好転し、このため、87/88年度への転換も増大し、前年と4通に生  
産過剩気味のとうもろこし、大豆への転換が不十分であった。

野菜類、果菜類、花卉等、近郊農家の生産物には政府の介入がない。自由取引が行  
われる価格の需要量と供給量の関係によって決定される。

都市部、可成り遠距離の場合、市況に応じて、遠隔地の消費市場に出荷する場合、  
例として、神戸の市近郊の生産者が、神戸市市場に出荷する場合、組合又は中間  
商人の委託を受け、神戸市市場に出荷する。委託を受けた組合又は中間商人は、生産物の販売を、取引  
目的の中央卸市場に輸送し、2、3次元の小売商との間に取引を行ない、後日  
販戻り送料、運賃、藩料の差引として生産者に精算する方法をとる。又近郊の農家の場合  
は、方法の別、フェアレント(定期格納商人)と直接販戻りする場合がある。これはフェアレントが  
農家の定着を取引し、その場で前年の生産者-組合又は中間商人-中央卸市場-小売商  
の流通に比べ、生産者-小売商に直接やり取りの流通による経費の軽減と販売の手取り  
の増進、近郊販売に比べて有利な販戻り方法である。但し品質や恒常的な土産物



が条件とされる。完全集約の2方法を利用出来るものでは、一部の集約は限定された。

又、花卉部門では中央卸市場を基軸の方法のほかに、生産者の直接、又は組合を通じて小売部門への販出する方法も広く行われていた。これは花卉という商品の取扱いかたに依り、積卸の回数も少ない程商品の価値が保たれるためである。

一般に野菜類の流通形態の中で、依然として中間商人の存在が大きい。生産者自ら出賣者との組合を利用せず、大半の中間商人を利用するが、野菜類に限って数業者の組合に属するよう、生産者にとつて有利であるために、知らず知らず流通上の大規模化を遂げつつある。

### 3) 流通形態の変化

国内最大の消費市場を持つ千葉県州の地産、農産物の流通形態は1966年に開設した中央卸市場 (CEAGESP) の操業と組合と大に、変化して来た。これは、穀物や野菜類 (主にじゃがいも、玉ねぎ、白菜) の取引を主とする市場 (ZONA CEREALISTA) と呼ばれる一帯で、又蔬菜類は1937年に開設したカンタレイラ (CANTAREIRA) と呼ばれる市場で、行われていた。場所の状況 (取引と生産の支障が生じていた) から1950年代後半の場所の移転の必要に迫られた。その結果、514千㎡の巨大な用地の市場の西部に生産者の組合、果菜取引専用、建物14棟、丹果用6棟、各種混合5棟、蔬菜専用1棟、西瓜、1000-1200専用1棟、トウモロコシ専用2棟、取引場1棟、持株建物9棟、冷蔵庫、果市場1棟、120、サイロ、倉庫、事務所、郵便局、銀行、駐車場といった近代的市场の開設は増大する取引と量と共に利用度の高まり、流通組合、主要卸商の店と構えと農産物の取引も行われていた。旧式の卸市場は、この概念を越えて集約センターとして、機能も備えるようになった。建設当時の巨大な市場は、現在ではすでに手狭と看做され、拡張と必要とする時期に来ている。

このサントラゴスにある CEAGESP の成功は、U2 全体的に 70年代には、全国の主要都市に同じスタイルの中央集約センターの建設が、80年代にその数も33に達している。これは70年代の流通への取り組みの整備が、70年代後半に達している。

中央集約センターの充実と中心として、70年代と80年代に及ぶ従来の流通、生産と集約の試みは、試みは視察された。走った農産物部門の州農務局の2002年

30年代の流通改革、主に蔬菜類、鶏肉、卵を取扱ひ、生産者の直接取引に双方向の市場を設けられた。バレイジョ (VAREJO) と呼ばれる市場の流通システムは、生産者の試みとして、合理的なものであり、新鮮かつ安価な農産物の供給は市民の中心であった。バレイジョの近くには旧来の「定期買入市」の市場も存在し、競争力をみせている。LPUのバレイジョに普及するに先立って、まず施設を整備して、その後、何年かを必要とするというものが、増加させるには可能な方向に改善される。

流通改革の試みは、大なる成功を収めた。取組んで、先鞭を引いた。日本、コロンビア、イタリヤ、仲向商人の存在を許し、組合業務の及ぼす影響は、組合の組合と利用するシステム、組合と利用する組合も、有利であるというシステム。交換の目的、各社のプロダクトの進行中である。消費者は流通システムと同様の、比較的短いLPUの試みから、市場情報と中心として生産計画の精緻、加工、貯蔵、運搬のLPU。一貫した流通システムで行われ、生産の節減と付加価値の増大、生産方法の改良である。1つの例として、野菜のパッケージ、生産計画の組合の名称、規格品の採り、少量パック、VとVの需要先(小売店、工場等)への直接販売、電送受託の仕組みと、その需要先と届ける「文取」方式、上記業務のバレイジョに似て、食糧配給センターの改定 (CENTRO DE ABASTECIMENTO 別名: 中央市場) 野菜類、鶏肉、卵等の消費者への直接) 果、流通システムの短縮と目的のプロダクト、XとYの。この他、組合で生産物の付加価値を高めるプロダクトとして、米と、運送して、コーヒ-精製、精米、精糖、食塩、醤油、塩、砂糖、新しい製品の製造と、新しい需要の創造を求め、試みの開始である。

55年、開始された LPU の プラントの製造である。

例として、パン、店の加工と持つ、粗米マダガスカル社への供給契約、新しい取引関係と、その注目と集める。

20年代、中央の集配センターと米の生産物の流通システム、集配センターと流通システム、流通システムの短縮と、次に効率的である。

## II. 穀物の輸出入制度

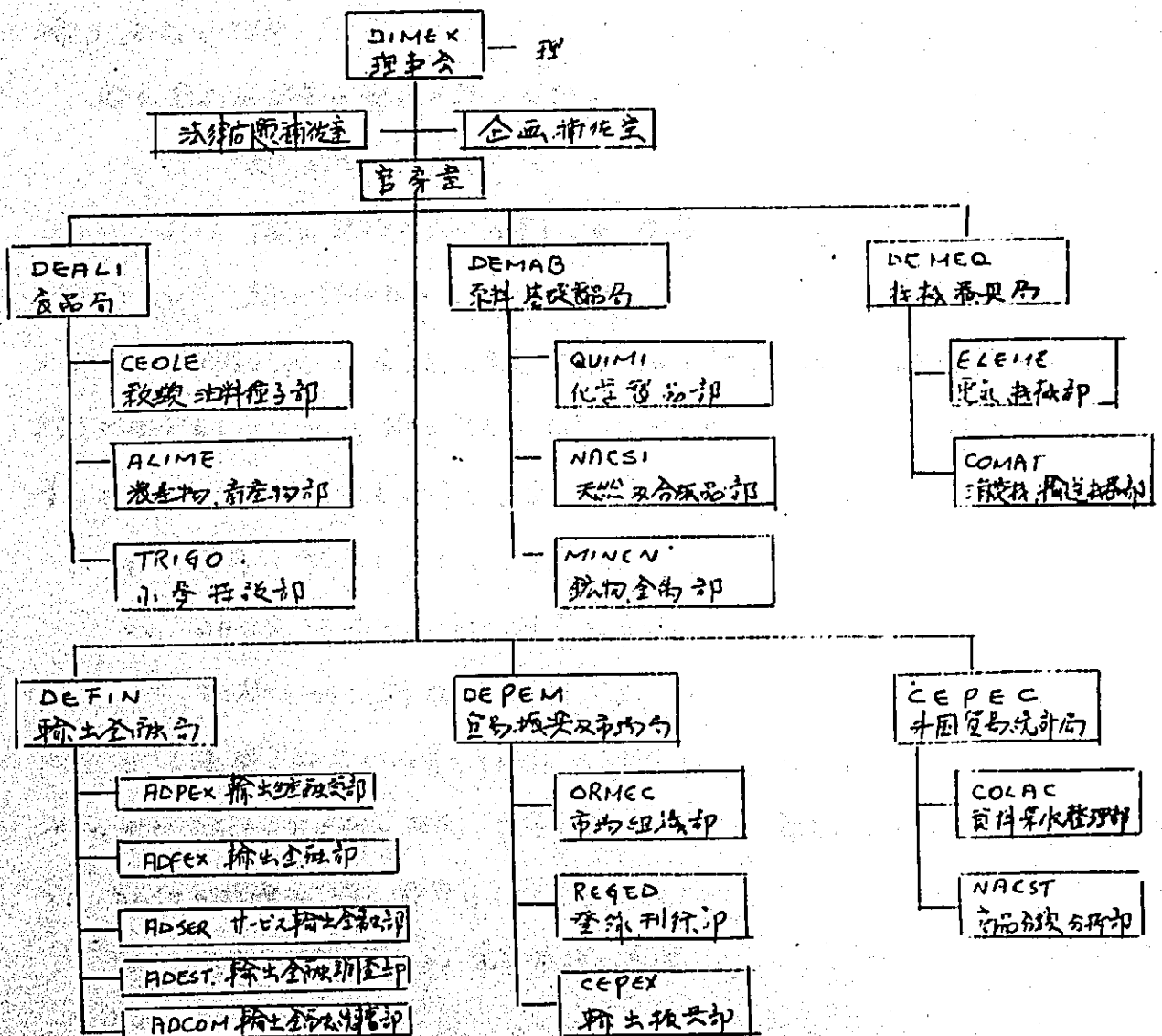
### 概 構

ブラジルの外国貿易の内部政策は外国貿易審議会 (CONSELHO NACIONAL DE COMERCIO EXTERIOR - CONCEX) による決定と、ブラジル銀行 (Banco do Brasil) (CACEX) がその業務を担当している。

外国貿易審議会の最近の政策方針は、1) 輸出量の拡大による輸出額の増大、2) 輸出製品及び市場の多様化、3) 生産の振興による輸出額の増大、4) 輸入の減少による貿易収支の改善と、5) 貿易収支の改善による輸入の抑制措置、6) 輸入の減少による輸入の制限が、国内の生産活動を制約する問題が、最近の主要な課題として、生産の増進と輸入の拡大、工業生産の活性化を図ることに努力している。

貿易管理を担当する CACEX の組織は、下図の通りである。

CACEX 組織図



## 輸出制度

ラテン銀行財団管理局 (CACEX) の規制による現行の炭産物輸出制度は概要次の通りである。

### 1. 輸出登録

輸出業者は CACEX に正式に登録 (所有者は PR の発行が必要)。CACEX の登録にもとづき 国内輸出業者の全貌を把握し、商品別取扱業者を選別し、これに基づいて輸出業者の保護に必要と保護を付する必要がある。また、輸出登録は、長期にわたる輸出を行おうとする場合、取引上重大な違反行為が生じた場合はその資格を取消し、罰金と課せらるるものである。

輸出登録は、必要とする書類は ① 会社定款 ② 最近の決算送付にかかわる総合競争率 ③ 会社の定款改訂にかかわる商業登録所の証明書類を基本の書類とする。

### 2. 輸出商品の分類

輸出商品の制度上次の3種に分類される。

① 輸出禁止商品

② 輸出認証状を必要とする商品

③ 輸出認証状を必要とする商品

以上の商品分類の中 ① の輸出禁止商品としては 野生動物、椰子、炭物、砂糖等である。② の輸出許可を必要とする商品は 旅行客の手荷物、見本品等であり、③ の輸出許可を必要とする商品としては 次の4種の分類がある。

① 事前の許可を必要とするもの

② CACEX 以外の機関の許可を必要とするもの、例として兵器、医薬品等

③ 価格に關して特別の規則があるもの、例として COP、LAC の一環

④ 事前の許可を必要とするもの、例として大豆粕、木材等

以上の中で CACEX 又は他の機関の事前許可を必要とする商品の場合は、その順序により、その他の場合は、その順序に従うことになる。

④ 外国の輸入業者との売買契約の締結

本邦銀行への輸出為替取扱い

輸出認証状の記入は CACEX 及び本邦銀行への提出  
輸出書頭

輸出書頭とレシートの記入条件

1) 外国向商品課税伝票 (NOTA FISCAL DE SAIDA PARA O EXTERIOR)

輸出企業と港の間の商品と運付手段の伝票に次の事項を記入する

1) 外国の輸入者の名称と住所

2) 輸送商品明細、この明細は輸出認証状の内容と一致する

3) 国内通貨による価格及び外貨表示価格との交換レート

4) 工業製品の場合は IPI (工業製品税) 及び ICM (商品流通税) の徴収  
規定に法律番号

2) 為替契約 (CONTRATO DE CAMBIO)

本邦銀行との間に行う為替取引の取り決め書

3) 輸出認証状 (GUIA DE EXPORTAÇÃO)

一般に輸出認証状は輸出者の請求に基づき、内容に輸出者(法人及び個人)  
の名称、住所、商品の仕向先国、支払方法、船積港、輸送商品の種類、輸送方  
法、船積港での輸送会社名、船積貨物重量、包装の種類、荷役品の台数に  
ついての番号、商品の形状目録、ラテンアメリカ諸国間の場合は ALADI 協定の番号、本国通貨  
及び FOB 価格、kg 表示による正確重量及び総重量、ルビ外貨表示の商品価額、運賃の支  
払先国、保険料の支払先国、為替予約の条件、事項、外国の代理人の住所、電話番号  
等がある。

4) パッキングリスト (PACKING LIST)

次の事項を記入する：輸送業者の名称と住所、商業用紙の番号と日付、  
貨物の種類及び数量、商品の内容、貨物の正確重量と総重量、輸送業者の印と署名

5) 商業用紙 (FATURA COMERCIAL)

次の事項を記入する：輸送業者の名称と住所、輸入業者の名称と住所、契約  
番号、支払条件、信用状の内容及び台帳の番号、為替予約の番号、取引

銀行名、発地、船積港、仕向港、商品輸送と行方、船舶名及び船舶国指  
 船積証券番号、貨物の記号と番号、貨物の種類と量、商標明細、原産品の内視  
 台帳番号、単位重量及び総重量、FOB価格、運賃及び保険料、輸出認証状の番号  
 輸出業者の番号、輸送国の要する事項

6) 為替手形 ( SAQUE OU CAMBIO )

次の事項を記入する： 為替手形の番号、発行場所、満期日、金額、受取者、  
 取立の基準と日、音頭 (信用状又は商標の付く)、支払人又は支払の場と日、  
 名称と住所、振出人の名称

7) 船積証券 ( CONHECIMENTO DE EMBARQUE )

次の事項を記入する： 輸出業者の名称、輸入業者の名称と仕向港、貨物明細、  
 商品の総重量、運賃支払の有無、運賃法換、船積港と日付

8) 保険証券 ( CERTIFICADO DE APOLICE DE SEGURO )

個別保険の場合に保険証券 (POLICE)、総合保険の場合に保険証明書  
 の交付を得て、為替取引銀行へ為替手形と共に提出する。保険証券には次の事項  
 を記入する。輸出業者の名称及び住所、輸入業者の名称及び住所、商品及びその明細  
 保険金額及び保険料金、保険の発効日と満期日、その他保険証券関連の事項

9) 原産地証明 ( CERTIFICADO DE ORIGEM )

輸送国側の要求に応じ、発行すること。輸送国への通関の際、取扱店が指  
 遣を受けるために用いられる。主として ALADI (ラテンアメリカ自由貿易協定) 594 (一般特  
 恵関税) におき要求される。

10) 領事印本 ( FATURA CONSULAR )

中南米諸国向けに輸出する場合は通常この領事印本を要求される。一部の国に  
 は領事印本と併せて要求されるが、船積証券、商標印本、NOM-ダクトに  
 当該国に在る領事の蓋印を要求するところもある。また一部の国に高額の領事  
 印本手数料を徴収するところもある。

11) 原産地証明書

上記の音頭の月別輸出商品の統計許可検査、格付4位以下の目的に所轄官庁の



輸出品目：抽出肉類、油脂 (牛肉、羊肉、猪肉、鸡肉、兔肉) 及其副产品

4) 牛乳、乳製品、魚卵、天然蜂蜜、動物糞料及加工食品

輸出禁止品目：a) "VERMISCHT" 産の蜂蜜

b) 野生動物の卵、但し IBDFA の認可を受けた飼育場から生産されたものは例外として

輸出自由品目：以上の自由品目は、次の条件の一部または全部を満たす。

a) 乳製品及び天然蜂蜜は正式に登録された、若しくは高品質検査局の信任を得た施設による輸出品として平面上輸出可能である。

b) 脱脂粉乳の輸出は CARR の事前の許可を必要とする。

c) 天然バター及びバターは CARR の事前の許可を必要とする。

d) 魚の卵類は各該の CONCERT 決議 131 の規定に従って

a) 生、液体又は粉状の卵は正式に登録された若しくは高品質検査局の信任を得た施設による輸出品として平面上輸出可能である。

b) 卵化用卵の輸出は若しくは CARR の事前の許可を必要とする。

5) その他の畜産物

a) 輸出禁止品目：野生動物の皮、その他の部分、羽毛

輸出中心品目：カメノ甲 (木の皮など)

輸出自由品目：以上の自由品目は次の条件下に自由輸出可能である。

a) 食用の場合：正式に登録された、若しくは高品質検査局の信任を得た施設による輸出品として平面上輸出可能である。

b) 水食用の場合：若しくは高品質検査局の信任を得た施設による輸出品として平面上輸出可能である。また、人、動物の糞、尿、精液、血、卵は CONCERT の規定に従って輸出可能である。

6) 植物及び花



輸出自由品目：植物類及び元産物の輸出は自由に行われるが、輸出船積に際しては農務省植物検査の発行する植物衛生証明書を提出する必要がある。  
なお上記のものは一部を除く。

1) 天然林の採取及び観賞用植物の苗木を栽培したものを IBOF が発行する GUIN FORESTAL (輸出許可証) を提出する必要がある。

2) 苗の輸出については農務省布告 (82年4月14日付) に基づいて "種子 (24) 苗の輸出許可証" を提出する必要がある。

3) コーヒー苗の輸出については、

a) CATUI, MUNDO NOVO, 及び BURBOM AMARELO 種の場合には IBC (73年11月27日付) の認可。

b) 観賞用の苗として輸出する場合、IBOF の許可証を発行する必要がある。

### 7) 野菜類、食用植物類

輸出自由品目：全般に輸出は自由であるが下記の物品は2年以内である。

1) 生のトマト CONCEX の規定に規格に適合して輸出。

2) 生又は冷蔵した玉ねぎ CONCEX の規定に適合して輸出。

3) 乾燥したニンニクも同様である。

### 8) 果実及び元産物の穀

輸出一時中止品目：穀物はコロンビア。

輸出自由品目：その他の品目は自由輸出であるが次の条件がある。

1) プリンシパル (パルシパル) は CONCEX の事前輸出登録の義務がある。

2) 穀物にカジュナの場合 CONCEX に対し事前輸出登録を行わなければならない。

3) オレンジの生果は CONCEX の規定に規格に適合して輸出。

### 9) コーヒー、茶及び香料

輸出禁止品目：農産物の分類は COX、F、L、V、

輸出自由品目：その他の品目の輸出は自由であるが次の条件がある。

1) コーヒー (シムラタ、コーヒーと合して) の輸出の場合

- a) 輸出申告：PARAFR, VIZ, 14-72, 14-72, 14-72, 14-72, 14-72  
又ハビリヤ市のCACEX支店に交付する
- b) 為替契約：船積の前又は船積後に輸出申告及び船積の輸出  
認許状を入手し行をわたす。この際中央銀行及びIBCに送付する  
基準が重要である  
為替契約に必要の中央銀行の認許の輸出認許状の両方が必要である  
とす。為替契約は輸出認許状の取得が行方都市以外の船舶で  
行方行を輸出する
- c) SUNAMAN (国家商船管理庁)による事前の認証：海上輸送の目的  
に必要の船舶の輸出を事前の国家商船管理庁に申し出る  
輸送会社を通じてその認証を受ける必要がある
- d) 輸出認許状：輸出認許状の輸出申告の内容を基として輸出  
者が作成し、その発行は輸出申告が行方日の翌日に行方行の輸出  
部である。コロン輸出認許状の交付は中央銀行のCACEX支店に取扱  
人、PARAFR, 14-72, 14-72, 14-72, 14-72, 14-72, 14-72  
14-72, 14-72, 14-72, 14-72, 14-72, 14-72, 14-72, 14-72, 14-72  
との際輸出価格の市に輸出認許状に記入する必要がある。又  
輸出の部分的に行方行の場合に船積の山積み、右の取消し  
認許状を発行し、CACEX支店に毎12時間送付する必要がある
- e) 船積検査：IBC (ブラジルコロン) 及び連邦税務局による行  
務検査、その結果が輸出認許状に記入する

証明事項：

- 1) コロン船の場合：この証明書の発行は必要である
  - a) 農産物又は農産物の指定された範囲による、毎清する農産物証明書
  - b) 農産物植物衛生令の発行する植物衛生証明書 植物検査証明書  
CATUAI, MUNDO NOVO 及び BURBON AMARELO 及び IBC (ブラジル  
コロン) の認可を受ける

種子の製造用の場合、KVO 134f (Trans-Euro Forest Institute) が輸出  
 承認状を証明書に添付する

ハ) その他

- 殆ど全輸入除く、KVO 134f の輸出業務者の交渉して規格  
 別に分類が義務づけらる。
- 黒小麦 (肉麦類) (09.04.01.01) 及び白小麦 (09.04.01.02) の  
 輸出は事前 CACEX の登録が義務づけらる。
- 指定された小麦の輸出承認状を付し、及び輸出、ポロシェの  
 CACEX 変更のみを發行する。

110) 穀類

輸出の1等中止品目: 穀類小麦、穀類小麦、穂混じり小麦、物。

輸出自由品目: その他穀類の輸出は自由であるが、この事項にも個別の条件がある。

1) 種子にのみ24粒系控面の輸出基準 (82年4月14日付農務省告示) に従う

2) 小麦とライ麦の混合品の場合に CACEX の事前登録が条件となる

3) 穀類は以下の通り、及びそのほかのものは次の条件下に置かれる

- CONCEX (国家輸出委員会) が定める規格分類に従う。

- 以下のものは輸出に際し品質に付いて3種の分類を受ける。

1級品	含有水分 14.5%	不純物許容量 1.5%	粒の不揃 11%	発酵許容 1%
2級品	" 14.5%	" 2.0%	" 18%	" 2%
3級品	" 14.5%	" 3.0%	" 22%	" 10%

以上の4の場合においても CACEX に於き事前の登録が必要となる

4) 米の輸出は次の条件に従う。

- CONCEX が定める規格分類に従う。

- CACEX に事前の輸出登録が必要となる。

5) ヨルバ: CONCEX が定める規格分類に従う。

6) ヨハ: CACEX に於き事前の輸出登録が必要となる、登録有効期間 90日間

11) 粉物品 小麦、穀物

輸出禁止品目：小麦粉

輸出自由品目：他の物品の輸出は自由であるが、次の品目に於ては CACEX の特別指示に従う

- a) マニョカ粉、穀物に於ては CONCEX が定めた規格に従う
- b) 小麦粉と小麦の混合物、小麦の胚、小麦澱粉、グルテン等の輸出は CACEX の事前の許可を必要とする。

12) 油粒種子、各種種子及び果実、工業用作物、薬用作物、牧草

輸出禁止品目：PECACUANHA (吐根) の種子、苗、根、葉

輸出中止品目：砂糖等

他の税関の規則に従う品目：種子及び種々の輸出は規格が又は他の税関に正式に登録された個人又は法人の生産者又は商人によつて、種子種々の輸出は規制は 82年4月14日付布告第93号に於て定められている。

輸出自由品目：その他の品目の輸出は自由であるが、次の品目に於ては CACEX の定めた規則に従わねばならない。

- a) 穀物、又は穀物の落花生は CONCEX が定めた規格に従う
- b) 大豆の種子、食用油は次の規定に従う
  - i) 固定価格又は事前取決め価格で輸出する場合は
  - ii) 意品の輸出は次の場所から CACEX 支所に登録された取扱所に行うこと

マニョカ粉、マニョカ	カンボジア
パナマ州	コロンビア
サンタフェ州	フロリダ州
ワシントン州	和歌山県
ワシントン州	和歌山県
ワシントン州	和歌山県

1) 事前の輸出登録は商品の取引所の取引開始前に申請しなければならない

2) 価格の決定は買入の仕入れに次いで決定される。

- 最終価格の決定は輸出銀行が輸出銀行の発行日に行きわたるまで、決定後、翌日の取引所開市前迄、CONCOを通じてお知らせされる。

3) 買入の条件は、取引双方が署名した契約書に提出する。買入条件は発行後15日間の期間内に証明される。

4) 事前の買入条件に違反した条件不履行の場合、新期条件の停止の日、輸出条件に記した買入条件FOBの20%の罰金が課される。

5) 事前の輸出条件に次の事項を記入する必要がある。

- 輸出者及び輸入者の名称
- 買入年月日
- 商品の規格内容
- 当該商品の数量
- 正味の重量
- FOB単価、及び総額
- 価格決定の場合に価格改定条件
- 買入代理人が存在する場合、当該条件及び手数料
- 積出港
- 積込期間
- 供給者/製造者(商社又はトランザクションの場合)
- 最終目的地(港及び国)
- 支払条件

6) 輸出銀行の有効期間: 銀行が発行の日、20日間とし、又必要に応じて買入条件に記入する契約期間は有効期間に比し延長される。

7) CONCOに違反した規格条件を通知する必要がある。

- a) 糖 : CACEX に対し 取立登録を 行 った 糖 の 取 扱 については
- d) 油を抽出し得る大豆粉 : CONCEX が 定 め た 規 格 合 規 の 糖
- e) フラウト (粉状) 及び 棒状 : CACEX に 対 する 事 前 の 取 立 登 録 に 基 づ いて
- f) ハウチ : 同上

13) ゴム、ラバー 等の他の植物汁及び抽出物

輸出自由品目 : この項目に合する液体物の輸出は自由であるが、阿片の抽出物に對する規制や、カニコト外殻等の抽出物については CACEX に 対 する 事 前 登 録 の 義 務 有 り である

14) 動物植物油、動物植物ワックス

輸出自由品目 : この項目に合する商品の輸出は自由であるが、他の条件がある

- a) 動物と原料とする食品の場合 : 正式に登録した 農 産 物 畜 産 物 検 査 局 の 信 託 状 状 下 に 施 設 で 輸 出 同 じ 準 備 した 上 所 産 品 の 取 扱 については条件がある。 等の他の施設で上記農産物畜産物の直接の認可を待てる。 等の場合、 肉 体 畜 産 物 検 査 局 へ 受 付 費 格 と する 上 に 生 産 者 の 氏 名 住 所 等 合 意 する 等 の 普 通 の 手 続 同 じ 上 同 様 に 扱 け る
- b) 動物と原料とする水産物の場合 : 農 産 物 畜 産 物 検 査 局 の 要 求 に 応 じて 輸 出 同 じ 準 備 した 上、 但 し、 農 産 物 畜 産 物 検 査 局 の 信 託 状 状 下 に 施 設 所 産 品 の 取 扱 同 じ 準 備 した 上、 輸 出 同 じ 準 備 した 上、 特 別 の 要 求 外 に 特 別 の 規 制 はない。
- c) 大豆油については次の規制がある
  - 1) 価格取決の済み又は 取 決 した 輸 出 認 許 状 の 申 請 行 行 った こと
  - 2) draw-back 制度に 従 っ て 輸 出 同 じ 準 備 した 事 前 の 取 立 登 録 が必要
  - 3) 価格の取決による 取 立 の 場 合 は 次 の 手 続 同 じ 準 備 した 上
    - 最大限 輸 出 認 許 状 交 付 の 日 子 まで 決 定 せ ぬ 旨 の 決 定 状 状 下 に 送 付 する こと、 CACEX に 通 告 する
  - 4) 取引当時 価格 等 の 取 決 状 状 下 に 提 出 した こと、 取 立 登 録 の 日 子 15 日 以内 に 証 明 した こと
  - 5) 事 前 登 録 に 関 連 した 取 立 状 状 下 に 取 扱 した こと、 新 期 の 登 録 の 中 止

輸出額 FOB の 20% の現金で課せらる。

1) 事前登録上の次の事項を記載する。

- 輸出者及び輸入者の名称及び住所、取立年月日、商品名称、規格台数、収穫年、正味重量、FOB単価(国産価格の場合)、FOB総額、価格決定条件(価格決定の場合)、取立代理人が存在する場合の名称及び住所、積出港、積出期間、積出番号(商社及びトレフィニング取扱の場合)、最終目的地(国及び港) 支払条件。

1) 輸出認証状の有効期間は認証状発行の日より30日以内。但し取立登録に記載された期限が延長された場合は従う。

2) CONCEX が承認された規格台数に従う。

4) ヒマシの場合次の手順に従う。

1) CACEX に登録した事前の取立登録を義務とし、登録の日より180日以内の船積が条件とする。

2) 輸出認証状の有効期間、認証状発行の日より起算して30日以内とし、事前登録に定められた180日以内を延長する場合は従う。

5) カルテラーバ、フウ、及びその他の手続に従う。

1) CACEX に登録した取立登録。

2) CONCEX が承認された規格台数に従う。

3) CACEX が定めた最底価格に従う。

16) 肉、果、甲殻類及び軟体動物

輸出自由品目：この項目に合する品目は、正式に登録の上、検疫検査局の信任を得て施設において調整した出荷、加工品に限る限り、自由に輸出することが出来る。但し、農畜物検査局の認可を待たない場合でも、原則として認可を受け、企業名称及び住所と企業番号を備えた場合は輸出に制約がなくなる。なお次の商品の場合に特別の条件がつけられる。

1) コーヒー、速凍した牛肉

・ CACEX に 対し 事前の 取次登録

2) 牛肉 エンペス

同様 に CACEX に 対する 事前の 取次登録 と 取付 が必要

17) 砂糖 及び その他 糖品

輸出自由品目: 輸出自由であるが、次の制約事項がある

a) 砂糖 及び 砂糖大板の 原料 と する 砂糖

1) 輸出 する 商工者 若しくは 1 国 (砂糖、PIU-IV 院) による 行方 がある

2) 輸出 価格 及び 輸出 数量 の 砂糖 取次委員会 が 決定 する

b) 天然 蜂蜜 と の 混合物 と 含 量 の 代用品 の 輸出 は 省 務 省 畜産 検査 所 の 認可 が必要 である

c) 食用 として 許可 された 高 品質 砂糖 PIU-IV 院 による 輸 出 量 及び CACEX に 対する 価格 上 の コントロール による

18) ココア 及び その他 の 調整品

輸出自由品目: この 項目 に 含 する 糖品 の 輸 出 は 自 由 である が、次の 条件 が 付 け られている

関税率 商品名 輸 出 率 (%) 取 次 登録 期間 注 記

18.01.00.00 ココア (豆) 10 210 日 義務

18.02.00.00 ココア の 製 造 残 滓 品 10 免除 免除

18.03.01.00 ココア、PIU-IV 10 240 義務

18.03.99.00 その他 (糖) 10 360 .

18.04.00.00 ココア、パウダー 10 240 .

18.05.00.00 粉末 ココア 10 360 .

18.06.01.00 原料 と し て ココア 粉 と 50% 含 有 甘味 付 粉末 ココア 5 240 免除

a) 輸 出 税: 84 年 4 月 9 日 付 中 給 課 税 第 900 号 に 基 づく 輸 出 税 の 算 出 基 礎 は 実 際 の 輸 出 した 商 品 の 全 額 と する。この 輸 出 認 許 状、又 は 其中 に 相 当 する 書 類 を 記載 する こと による FOB 価格 の 基 準 と する。但 し、この 中



への取替は輸出証明書発行日の中級頁に付し通知せよ

b) 上記商品の船積及び保証手続に必要の輸出証明書、又はそれに相当する書類の有効期間が輸出証明書発行の日より30日以内とし、海上輸送の問題が生じ船積が不可能とあることを証明する場合、CACEXに通知し、最長限10日以内の延期を請求す

c) 大蔵省布告第313(26-12-53)に示す通り、ココア及びその副産物の輸出に關する輸出税の支払期限は船積の日より起算し2.5日以内とする

d) 前条に於いて船積の日と輸出の日とを

1) 陸路又は海上輸送の場合、国際輸送船舶證書の発行日

2) 陸上輸送の場合、商品の国境の肉税官の管理下に置かれた日

e) 取引条件: ココア及び副産物の国境の取替は可能、CACEXに登録可能な規格とし、輸出者は15日以内に関税官にCACEXを提出す

事前の取替登録はCACEX支所において行われる。

パナマ、イリガ、イラワ、マナス、ナバビラ、サントスピリト、カフ、サニエラ、及びピト

パナマ及びそのその他の州産のココア及びその副産物の取替条件は、パナマ市のラシロ、ココア販賣委員会及びピト市のココア販賣委員会に於て検討す

1) 輸送条件: 1968年7月10日付旧商船委員会、現国家商船管理庁決議第3,268号に於いて、袋詰め又はバラ積みのココアの輸出証明書は、同管理庁に於て輸送船舶名及び輸送会社名を知らせられ、同地方代表部に提出せられること。内容の問題は同管理庁に於て承認す。

2) 格付分類: 肉税番号12.01に分類するココア(豆)の輸出は、CACEXが承認した規格に適合するものとして認めらる。CACEXの輸出者の商品の船積に際し、CEPLAC(ココア販賣委員会)が発行する格付証明を提出せられること。

3) 原産地証明: 国際協定によつて、国際ココア機構の責任を負つて証明

我が国とECの資格に付、この種の証明書を発行し、国際コッ協定の  
価格調整を形成し、必要に付完全の貿易に政府分相全に於いてコッ  
輸出印紙税の通用及びこの種に付

上記の種の証明書をこのCACEX文書に発行する。

ただし、例として：イギリス、フランス、オランダ、ドイツ、ギリシャ

- i) 国際コッ協定の加盟国間のこの種の証明書の船積書類の一部に付及し  
協定の加盟国に付：輸出の場合にはその相違に付、又非加盟国間の場合  
場合にはこの種に付付し得るものとす。

### 19) 穀物、粉、澱粉調整品

輸出自由品目：この項目に含み得る品目の輸出に下記に条件を以て自由に行な得る。

- a) 穀物（即ち、澱粉を含む）は CACEX が設定した規格に付従す。
- b) 小麦物を含む品目は、貿易銀行に付し、補助金の返還に付し、輸入  
証明書に添付し得るものとす。

### 20) 野菜類、果実調整加工品

輸出自由品目：この項目に含み得る品目の輸出に下記に条件を以て自由に行な得る。

- a) 加工品（例として：肉挽き 20.07.01.05 及び 20.07.01.06）及び加工品、加工  
品（例として：肉挽き 20.07.01.03）

- i) CACEX が設定した最後の価格に付従す。
- ii) 輸出税に付し得る CACEX 文書に付発行す。

ただし、例として：オランダ、フランス、ドイツ、ギリシャ、イギリス、  
（以上は例として）オランダ、フランス、ドイツ、ギリシャ、イギリス

- i) 輸出税の支払義務に付し得る。

- b) 加工品（例として：肉挽き 20.07.01.09）

- i) CACEX が設定した最後の価格に付従す。
- ii) CACEX に付し得る事柄の取次ぎに付し得る。

### 21) その他食品加工品

輸出自由品目：次の条件下に自由に行な得るものとす。

- a) イースト・コーヒ (内税番号 21.02.01.01) は 49 種の限外品
- b) イースト・コーヒ・と原料とに 調整品 (パウ・U 飲料を除く) は 事前承認と 19C (パウ・U コーヒ 産) の認可と受付とす。但し、コーヒの含有割合が 20% 以下の場合で、その正式に認可された肉を証明した場合に限り、その義務が免除される。
- c) パルミット産肉 (内税番号 21.07.06.00) は CACEX の事前承認と受付とす。

22) 飲料、パウ・U 飲料 及び 酢

- a) エー・U、パウ・U の輸出品は 商標登録パウ・U 産 (19C) の事前承認と受付とす。CACEX の価格コントロール下に於て、その輸出申請中の、その承認と受付とす。製品内容の説明、販賣日、単位、重量、仕向先、支取条件 船着月
- b) イースト・コーヒ・と 1-2 及びパウ・U 飲料 (内税番号 22.09.20.00) は 商標登録パウ・U コーヒ 産 (19C) の認可と受付とす。コーヒの含有割合が 20% 以下の場合にその義務が免除されるが、その証明を正式に認可されたコロンビアの産肉とす。

23) 食品工業の残滓物、家畜用飼料

輸出目的品目： 2 の項に含みたる品目は 2 条件に 2 自由輸出とす。バトナ

- a) 食用に通用し、麦、甲殻類、軟体動物の粉末 (内税番号 23.01.01) は 若しくは 省家畜検査局の認可と受付と施設下、輸出用に調整されたものに限り、輸出が認めらる。

- b) 大豆粕 (内税番号 23.04.05)

- 1) 固定価格又は 価格反比決定の輸出登録と行はる。バトナ
- 2) draw-back の場合と 自由輸出は CACEX の事前承認と受付とす。同認可の取得と 2 次、CACEX 支店と行はる。  
カンボ、フランス、クワイバ、フロリダ、ボリス、和洋、プル  
ヤ、チ、シヤ、ロ、及び、サ、ノ、ロ
- 3) 価格の反比決定による販賣と 2 次の手続きと 2 踏手とす。バトナ  
販賣価格の決定は 最大限輸出認許状の発行の日より行はる。

- お相成存可。価格決定の予見及び、CONCEXに提出した相成存可。
- 2) 取次は取引双方の署名した契約書に提出する。取次書発行後15日(週日)の期間内に証明書を提出する。
- 3) 事前登録は本通定より取次条件に飛行し、場合、新期登録中止。又輸出FOB価格。20名の完全な課金。
- 4) 事前登録は本通定より取次条件に飛行し、場合、新期登録中止。又輸出FOB価格。20名の完全な課金。
- 5) 輸出及び輸入の名称及び住所、取次年月日、格付明細に於ける商品の明細、当該作物の収穫及び、輸出額、FOB価格(価格の決定する命令)、FOB価格、価格決定条件(価格決定の命令)、取次代理人の名称及び住所、船積港船積期間、供給者/受取人(輸出の商社又はトリアーニョのトリアーニョに於ける場合)、最終目的地(国及び港)、取次条件。
- 6) 輸出認証書の有効期間は、認証書発行の日から起算して200日以内とし、必要に応じて取次登録の認証書の契約期間に延長する。輸出する。
- 7) CONCEXの定めに規格合致に従う。

24) 煙草

輸出自由品目： 本項目に合致する品目及び、CONCEXの定めに規格合致に従う。本通定に於ける条件に於ける自由輸出品目である。

25) 天然及び合成ゴム

輸出自由品目： 天然ゴム(樹液番号40.01、及び40.06)の輸出口商に適合する管理番号及び代行機関として、TRYP銀行の認可に必要とする。又米国の同様の場合に輸出税が徴収される。

26) 皮革

輸出禁止品目： 野生動物の皮革は、その形状に於ける輸出入禁止法令(1967年1月3日法律第577号に於ける)。但し、飼育した野生動物のIBDFの認可を受けたものの場合には、認められる。

26) (a) 皮革の場合 (1) 輸出税の支払 (b) 一部品目は、その最優価格  
の決定に条件として輸出するに自由である

27) 木材

一般的に輸出の取扱いは、1920年5月5日付 CANCEX 決議第128号に依り  
ている。輸出禁止品目として a) 木材の屑 b) 丸木及び、幹は四面に削  
られた樹皮、但し桐の場合の例外

その他品目は、次の条件により自由輸出である

a) XAXIM 木の輸出は、農務省 IBOF (森林局) の事前の許可を得る

b) 木炭の場合

c) 桐の場合 CANCEX に依り、事前の取次登録及び輸出税の支払の義務が  
ない

d) 厚さ 5mm 以上の板の場合 CANCEX に依り、事前の取次登録 板材で  
は、TAKI、TAKI、TAKI、及び、ヨーロッパ各国向けの場合、及び、  
そのほかの国向けの場合には、木材輸出統括委員会 の監督下にある

e) 鉄道用枕木

1) 輸出税の支払 (b) 太平洋沿岸の港に於て、輸出税は、太平洋  
地域の港に於て (1) マニラ、セブ、及び、マニラ、セブ、フィリピンに於ては  
輸出税の場合、大西洋岸への船積を、除き、証明する書類 (價格低率  
鉄道、道路輸送の送状等) に依り、但し、太平洋の場合には、表  
簿の照会による。但し、事前の取次登録を要する場合は、その限りではない

28) 絹

輸出禁止品目： 絹中 (税則番号 50.01.00.00)

輸出自由品目： 絹中以外の絹は自由輸出である。絹中の場合に於  
ては、その取扱いに依る。

小売用と調整した絹糸、生絹 (税則番号 50.02.00.00 及び 50.04.00.00)

は CANCEX に依り、事前の取次登録を要する。CANCEX に依り、最優価格  
輸出割当に依り、使用される。

輸入制度

83年以降 ブラジルの貿易収支は、為替政策を中心とした積極的な輸出振興政策による輸出の増大と、採掘の輸入抑制による達成されてきた。しかし82年末價格の急激な暴落により、IMFの救援を受ける必要に迫られた。この条件として83年以降の貿易収支目標達成の義務が課せられた。巨額の赤字をカバーする唯一の方法として貿易収支の逆転達成を目的として一時的に輸入の抑制が行われた。従って輸入の自由化政策は逆に輸入側の輸入許可の取得の問題で、許可を取得しつゝ取得するには長期の期間を要するなどの問題が生じてきた。この間 84年以降 ブラジルの輸入は大幅に減少した。石油輸入がエネルギーの増産にともなう国際石油価格の下落により減少した。同じく大型の輸入項目である自動車輸入も国内の大幅な増産により減少した。反面、工業製品の輸入は伸びてきた。87年にはこれまでの年間の貿易収支目標を上回る実績が得られた。反面、輸入の抑制により工業部門による資本財の輸入減少は工業界の生産能力を低下させた。この状況は経済の停滞を招き、工業製品の輸出減少が深刻化して来た。そこで鉱産物輸入の公平性を図ることにし、これにより原料輸入に際してIOF(金融持戻税)を免除して輸入と同等の方向に調整した。最近のCACCの発表によると88年度の貿易収支目標は、87年の累計赤字109億ドルを10億ドルに下回る96億ドルと見られてきた。

- ブラジルの輸入は概ね以下の規制を受けている
- 原則として輸入品はA種に分類される

  - 1) 輸入許可の取得が必要
  - 2) 輸入保証状の提出が必要
  - 3) 輸入禁止品は停止
  - 4) 特別の規制下にある輸入

上の4種の規制の中で、輸入許可の取得は最も厳格な手続であり、見本商品や一定の金額以上のものは限られている。

輸入保証状 (Guia de Importação) は輸入品に課税される際に必要となる。従って輸入許可と保証状の取得が必要で、これにより輸入品はA種に分類される。従って輸入許可と保証状の取得が必要で、これにより輸入品はA種に分類される。

- a) 連邦政府、州政府、市、公社の行政輸入
- b) 国産類似品の検査と入手の輸入
- c) 180日以上：支払期間の条件の付いた行政の輸入
- d) 燕窩の輸入
- e) 見本市、展示会等の出品商品
- f) CONEX (外国製造品) の定めた条件下で使用する材料、液面、粉、三足瓊
- g) 他国政府機関の事務。検査又は認可と入手の輸入

輸入禁止物品として、従来輸入肉類と持込肉類は、輸入禁止の輸入品に全面的に禁止された。87年に国産肉類と、輸入肉類の間に、輸入禁止の輸入品に全面的に禁止された。輸入禁止の輸入品に全面的に禁止された。輸入禁止の輸入品に全面的に禁止された。

現在一部の輸入品に停止された商品、各段階の規制措置下で輸入品に相当する商品に全面的に禁止された。輸入品に全面的に禁止された。輸入品に全面的に禁止された。輸入品に全面的に禁止された。

1) 畜産物

畜産物	繁殖に用いる牛、豚	種馬、種牛、10歳以上
実肉	生肉、冷凍肉、生肉	国内供給状況による輸入の許可
卵類	生卵、冷蔵卵	10歳以上の鶏の輸入
	粉乳	
	卵卵用鶏卵	

2) 農産物

野菜類	人参	主にアメリカ、スペインの輸入
果実	食用ジャガイモ	フランス、西独、スペインの輸入
	オリブ実	主にアメリカの輸入
	フェイジョン (黒又白)	国内供給状況による輸入の許可
	乾豆	米、小麦等の輸入
		アメリカ、フランスの輸入

胡桃 及 栗

リンゴ

梨

柿

穀類

小麦

大麦

とうもろこし

アムロスター

麥 莖 (モロ)

大豆 (豆)

種子類

ヒマ 種子 亜麻種子

野果種子

ホウソウ

油脂

大豆油 (粗油 及 精製油)

桐油

飲料

ビール酒 清酒 葡萄酒

スズ及用品とVZ 利、松竹の輸入

アルゼンチン、スイス、北米等からの輸入

インデとの間に協定あり

アルゼンチン、松竹の輸入、北米等からの輸入

主としてアルゼンチンからの輸入

絶対量不足する最大の輸入項目としてアルゼンチン

カナダ、北米からの輸入

カナダ、オーストラリア、アルゼンチン、利からの輸入

国内の生産状況如何によつて輸入の割合が異なる

アルゼンチンからの輸入

E.V. 工業原料としての輸入 西独、フランス

利、アルゼンチン、北米等からの輸入

国内産油工業原料として draw-back 制度あり

輸入、主としてアルゼンチンからの輸入

ヒマ種子はカナダ、亜麻種子はアルゼンチンからの輸入

米類、日本と中国との輸入

米類、西独からの輸入

国内産桐油工業原料として draw-back による輸入

アルゼンチンからの輸入

又次の場合の輸入が一時的に増進を受けたり

- 1) 'draw-back' 制度による輸入、原料として国内で加工しての輸出と目的の工業原料の輸入
- 2) 技術、学術、社会福祉、教育等の目的として外國からの寄附
- 3) ラテン・アメリカ連合国等の中での二国間又は多国間協定 (特恵化、工業補充協定等) による輸入
- 4) 政府の国内供給の目的として輸入の行政的決定 (上記1)の中、小麦、とうもろこし、麥等)
- 5) 財政的自由化による輸入で政府の定めた限度以内の場合



2) BEFIX 利益 (政府との協定による輸出入計画の規模上の恩恵を受ける) 1. 以下の輸出の多品目削減に必要とする原料、半成品、部品等の輸入

1) トラック、道路用板、溶接機。製造に必要とする原料、部品。

2) その他 フライの輸出政策による利益と有る輸入

特別の規制下にある輸入は、国の貿易収支に与える影響を判断される。この場合、国内価格の均衡を破ると判断されたら、又は、フライの輸出に与える差別的な取扱いは、加盟国の輸入は、大蔵大臣の事前の承諾の上、輸入枠中では減少させる。

輸入業者と輸入計画。

輸入を行うものは、輸入業者として正規に登録される。この登録は、輸入計画に CAEX に基づいて提出した申請書の義務を負う。この際、輸入申請に前年度における輸出実績、但し、貿易収支、国内化率の義務等がある。

### III. 貯蔵部門の現状と今後の計画

農産物の流通は、その中で貯蔵の役割が大きい。貯蔵部門の現状は、次の通りである。

#### i) 貯蔵能力

全国倉庫の能力は、1985年12月末に於いて、全国の倉庫は66,403千トンの能力を有している。この貯蔵容量は、穀物の貯蔵に用いられる倉庫（通称「通称倉庫」又は単に「倉庫」）と、バラ積み用のための穀物倉又はサイロによる構成である。

通称倉庫は、普通倉庫と、技術的、低コスト、極めて不利なものが多く、決して特定の用途に、特に高度な貯蔵の全量に損失を伴うものがある。倉庫の不利な使用は、安全の結果、倉庫能力に劣るというべき性質のものがある。このため、全国に6,345千トンの貯蔵能力を有しているが、これは除外した場合には、実際の農産物保管に当り、適切な貯蔵能力は60,098千トンと推定される。

一般に貯蔵倉庫は、その用途別に分類し、上記能力の大部分を占めている。

#### 1) 集荷倉庫 (ARMAGEDON COLETORA)

集荷倉庫は、農産物に限定して利用される。農産物の貯蔵に用いられる倉庫は、その規模は、貯蔵する作物の種類及び量によって決定される。

この倉庫の基本的な目的は、一定の時期内に適切な条件下で、収穫の交付を待つことである。収穫物の乾燥、不純物の除去、保管の期間中に収穫物の損失を防止することである。

国内倉庫の能力は、集荷倉庫の能力は49,058.6千トンである。このうち27,182.6千トンは、穀物の貯蔵に、16,876千トンは、バラ積み用に用いられる。

集荷倉庫の中で、自己の農場内に於ける貯蔵能力の割合は、3%に過ぎない。

全国貯蔵能力：集荷倉庫 (1986年)

洲別	バラ積み	穀物	計
北アメリカ	-	97,624	97,624
ヨーロッパ	-	12,997	12,997
アジア	2900	49,212	52,112
オーストラリア	-	4001	4001
中南米	24,211	98,532	122,743
アフリカ	-	242	242
小計	28,111	262,808	290,919

東北地区			
マニラ	3,894	270,861	274,755
コロン	-	64,297	64,297
セブ	11,055	190,137	201,392
宿務	1,345	101,765	103,110
イロイロ	4,673	106,272	110,945
バタビ	56,162	146,968	203,130
タラサ	129	85,737	85,866
セルソ	-	19,813	19,813
バタ	4,901	202,368	207,269
小計	85,909	1,208,778	1,294,587
中部地区			
マニラ	765,549	1,104,505	1,870,054
マニラ	1,076,629	723,577	1,800,106
コロン	1,073,460	2,216,587	3,290,047
セブ	203,18	21,654	41,972
小計	2,935,356	4,066,323	7,002,179
南東地区			
マニラ	553,147	1,657,710	2,210,857
セブ	43,774	195,568	239,342
宿務	57,544	296,908	354,452
タラサ	2,969,399	5,462,955	8,432,354
小計	3,613,864	7,613,141	11,237,005
南部地区			
マニラ	6,509,711	9,943,780	11,473,491
セブ	984,008	598,029	1,582,237
宿務	2,699,376	8,490,300	11,189,676
小計	10,193,095	14,032,309	24,245,404
全国計	16,875,995	27,182,759	44,058,734

出所: CADASTRO NACIONAL DE UNIDADES ARMATIZADORAS - CIBRACEM

#### ロ) 中間倉庫 (ARMAZEM INTERMEDIÁRIO)

中間倉庫は、農産物の積込、取込の仕入、仕出の倉庫で、省都府の流通の利便性、合同業者間の需要に依るものであり、最終段階の倉庫として、中間の積込の仕入に利用され、倉庫に指す。

この種の倉庫の規模は一般に大規模、コスト削減の意味から利用度が高い。中間倉庫の位置は生産地帯に近く、河川、海、主要道路及び鉄道の分岐点、川や湖の港、幹線の都市に当て、211。

全国倉庫台数は、中間倉庫の総貯蔵能力は 9,253,996 トンで、この中 5,145,738 トンは、バタビ、セブ、タラサの各都府に、4,108,258 トンは、宿務、マニラ、コロンに、113。

各都府別能力の明細は、次の通り。

全国貯蔵能力：中間倉庫 (1986年)

系列	バロ積	袋積	計
北地区			
ロントニア	-	3,000	3,000
アマゾン	-	4,350	4,350
アマゾン+2	3,900	10,067	13,967
パライマ	-	8,499	8,499
パラ	211	19,532	19,743
アマゾン	-	242	242
小計	4,111	45,690	49,801
東北地区			
マラニョ	-	59,071	59,071
ロンドン	-	27,750	27,750
セト	-	15,282	15,282
パライマ	-	18,468	18,468
パライマ	4,672	31,528	36,200
アマゾン	8,505	11,361	19,866
アマゾン	129	27,307	27,436
セト	-	5,275	5,275
パラ	9,312	59,130	68,442
小計	17,618	255,172	272,790
中西部地区			
アマゾン	174,469	255,343	429,812
アマゾン	328,574	207,172	535,746
アマゾン	339,729	751,337	1,091,066
アマゾン	20,818	21,654	42,472
小計	863,590	1,215,506	2,079,096
南東地区			
アマゾン	246,396	203,258	450,654
アマゾン	-	67,860	67,860
アマゾン	-	-	-
アマゾン	424,908	673,872	1,098,780
小計	671,304	944,990	1,616,294
南部地区			
アマゾン	1,836,594	766,237	2,602,831
アマゾン	214,532	55,219	269,751
アマゾン	1,537,889	805,441	2,343,330
小計	3,589,015	1,626,900	5,215,915
全国計	5,145,738	4,108,258	9,253,996

出所: CADAstro NACIONAL DE UNIDADES ARMAZENADORAS - CIARAZEM

1) 9-ミナル倉庫 (ARMAZEM TERMINAL)

各埠頭の最終目的地に設置された倉庫と港に設置された倉庫。国内国外の供給目的の比は概ね等しい。最近では国内他地域へ供給する倉庫も、又輸入品の国内向け流通を調整する倉庫の重要性が帯びており、価格調整の手段としての倉庫の役割も注目されている。

9-ミナル倉庫の能力合計は 6,785,430トン、そのうち 3,947,428トンは袋詰専用、又 2,837,942トンはバロ積専用となっている。

全国貯蔵能力：7-2+10倉庫(1980年)

地域	バケ	袋	計
北地区			
ウーティ	-	-	-
ア	-	4350	4350
ア	3900	10,067	13,967
ロ	-	8449	8,449
バ	30,438	66,091	96,479
ア	-	242	242
小計	34,338	89,199	123,537
東北地区			
マ	6,360	60,053	66,413
ロ	-	-	-
セ	31,613	145,703	177,316
イ	4653	21,982	26,635
ロ	-	35,136	35,136
ハ	60,638	154,760	215,398
ニ	24,515	292,245	316,760
ヒ	7,559	2,280	9,839
フ	30,478	189,528	220,006
小計	165,811	901,687	1,067,498
中部地区			
マ	-	-	-
ロ	-	-	-
ハ	-	-	-
ニ	22,318	21,654	43,972
小計	22,318	21,654	43,972
南東地区			
マ	-	8,460	8,460
ロ	10,827	125,326	136,153
ハ	113,486	434,337	547,823
ニ	625,163	1,519,796	2,144,959
小計	749,476	2,087,919	2,837,395
南地区			
ロ	773,913	695,726	1,469,639
ハ	186,530	61,221	247,751
ニ	907,556	90,082	997,638
小計	1,867,999	847,029	2,715,028
全国計	2,837,942	3,947,488	6,785,430

SP: CENSAO NACIONAL DE UNIDADES ARMATORIALES - CENSAO

⇒ 戦略的倉庫

戦略的倉庫は産物の国内供給量を調整し、価格変動抑制に役立つ。このため、その戦略的位置を考へ、大中都市に選ばれる。この倉庫は、その性質上大型のもので、長期の貯蔵を前提とする。現在予ての7-2+10倉庫は存在しない。

川野成宿舎

貯蔵と消費の7:2 農産物の20% 40% 70% - 70% 合計 100%

- 1) 国内で生産された農産物及び農産物の加工品
- 2) 国内で生産された農産物の製造加工品
- 3) 輸入された農産物及び農産物の加工品
- 4) 輸入原料の加工品

貯蔵の形態は、バリエーションが豊富で、穀類の2種類に分けられる。この中で、バリエーションの貯蔵施設は、消費と生産の間に、20% 40% 70% がある。

物、小麦、大麦、ライ麦、大豆、とうもろこし、大豆、小麦、結晶糖、1966 (地理統計院) 及び 1971 (統計院) のデータに基づいて、この貯蔵量は、1985 年表より、56,265.2 千トンである。

バリエーション貯蔵と消費の7:2 農産物の生産量 (84/85)

区分	北部	東北部	中部	南東部	南部	計
米	402.2	1,136.3	1,969.5	1,561.8	3,949.9	9,019.2
小麦	-	-	318.6	308.9	3,619.7	4,247.2
ライ麦	-	-	-	-	162.1	162.1
大豆	-	-	-	-	13.4	13.4
とうもろこし	-	325.1	13.0	38.0	161.5	161.5
大豆	318.7	1,526.8	2,435.8	6219.5	11,521.4	22,017.2
小麦	-	89.6	5,662.8	1,843.0	10,688.0	18,278.4
ライ麦	-	69.0	26.2	42.4	125.2	257.8
大豆	-	1,603.2	-	89.4	-	1,692.6
計	7209	9,790.0	10,425.9	10,097.9	30,280.5	56,265.2

単位: 1966, 1971

この貯蔵は、穀類の2種類に分けられる。この貯蔵施設は、消費と生産の間に、20% 40% 70% がある。小麦、大豆、とうもろこし、ライ麦、小麦、結晶糖 及び とうもろこし、1966 (地理統計院) 及び 1971 (統計院) のデータに基づいて、この貯蔵量は、1985 年表より、19,669.1 千トンである。

消費と貯蔵の7:2 農産物の生産量 (84/85)

区分	北部	東北部	中部	南東部	南部	計
小麦	2.0	643.0	244.4	911.2	1,035.7	2,836.3
大豆	-	7.8	7.3	291.3	32.9	339.3
ライ麦	62.5	1,181.3	149.8	3,047.0	588.1	3,757.7
とうもろこし	-	218.7	149.8	666.2	950.0	2,547.2
大豆	-	52.6	2.6	7.8	350.9	410.9

小麦	21.2					21.2
大麦	40.1	2.2				42.3
燕麦					10.0	10.0
サイロ用 結晶糖		290.9				290.9
結晶糖		1,773.1	48.0	4,300.2	181.6	6,302.9
マシ油粕	499.9	1,520.3	1,544.9	3,472	592.4	8,114.8
計	625.6	5,126.9	604.2	9,568.0	3741.5	19,669.1

出所: 1992. 1月

上の2つの統計を合計すると、9,934,3トンとなり、これは現時点における貯蔵需要と一致する。

今後、1990年における飼料需要の増加を必要とするため、次の事項が考えられる。

- 1990年における飼料需要の増加を必要とするため、90,000トン以上の増産が必要である。
- 1990年における国内の飼料需要の増加を必要とするため、20,000トン以上の増産が必要である。
- 1990年における飼料需要の増加を必要とするため、25,985,6トン以上の増産が必要である。これは1月平均2,165,5トンとなり、3ヶ月間の貯蔵を必要とするため、6,500.0トン以上の増産が必要である。

1990年における飼料需要の増加

1000t

品名	北部地区	東部地区	中部地区	南部地区	西部地区	計
米	699.0	1,581.1	900.4	5,171.1	1,433.4	9,784.8
大豆	161.3	1,350.3	197.0	1,500.4	505.4	3,714.4
小麦	13.0	441.4	16.2	455.0	288.8	1,213.4
大麦	321.6	878.4	352.0	2,158.2	1,046.9	4,757.0
サイロ用 結晶糖	255.5	1,909.7	233.7	284.6	79.0	2,762.5
砂糖	201.4	747.3	239.4	1,941.9	622.4	3,752.4
計	1,651.7	6,908.1	1,938.7	11,511.3	3,935.8	25,985.6

出所: CIBRAZEM.

- 以上の人口増加に伴って、貯蔵需要の増加に伴って、国内産飼料の増産が必要である。これは、商業中心地、工業中心地、消費中心地及び港の増産に伴って、産物の移動が行われる場合、最少限2つの倉庫（送り出し側と受け取り側）が必要である。これは、移動の距離に比例して、送り出し側と受け取り側の倉庫の増産能力を国定標準に比例して超過需要を必要とする場合がある。

PORTOBRAS のフェリーは、85年中に生産地から国内の主要港に移動し、税関及び税額を量化的に、355トンの中で、2,300トン以上の増産を必要とする。これは、国内の増産能力を国定標準に比例して超過需要を必要とする場合がある。これは、2,300トン以上の増産を必要とする場合がある。

又、今後の倉庫需要を分析するに考慮すべき事項として次の項目がある。

- 1) 最初の需要は、倉庫の能力は、後継倉庫の能力より、かなり高くなる傾向にある。これは、使用目的の異なるため、同じ設備でも、同じ大きさの損失を蒙るに比べて、一方に余剰があるから、他方の不足をカバーして仕舞うものがある。
- 2) 各倉庫の所有形態と利用形態は、倉庫の供給力に関連している。一般的に倉庫の所有者と使用目的は、大きく公共用と、プライベート用と大別できる。前者は、プライベート倉庫会社、協同組合、持ち倉庫、一般の事業者が利用する倉庫を指し、後者は、工場、商社、大型の事業者が所有する倉庫の利用のみに限定され、一般に解放された倉庫である。公共部門の中では、IBC (プライベート・コ-ヒ-院) や IAA (砂糖・乳-院) の専用倉庫なども、この類に属し、一般に利用は供されず、CIBRAZEM の T-2-1-532 86年度におよぶ国内倉庫の使用形態は次の通りである。

使用目的別倉庫分類 (1986年)

区 分	貯蔵能力		全体に占める %
	トン	%	
一般倉庫			
公共倉庫	8,508,431	27.85	14.15
民間倉庫	6,351,578	20.80	10.57
組合倉庫	15,683,173	51.35	26.10
小計	30,543,182	100.00	50.82
プライベート使用			
公共倉庫	3,309,485	11.20	5.51
商業倉庫	7,543,600	25.32	12.55
工業倉庫	18,701,800	63.48	31.12
小計	29,554,885	100.00	49.18
合計	60,098,067	100.00	100.00

出所: CADASTRO NACIONAL DE UNIDADES ARMAZENADORAS

- 3) 各種別倉庫の中で、最初の集荷倉庫の貯蔵需要は、貯蔵能力の50%というものが、CIBRAZEM (プライベート倉庫会社) を用いた基礎では、かなり高い。収穫の頻度、収穫中の損失、種子の保存、湿気の調整及び最初の取引量と考慮し、決定されたものである。このようにして、機械化が促進され、又、既に述べた通り、国産に直面する為倉庫の増設の必要性がある。



- 4) 中間倉庫の集積倉庫の能力に直接其の連行がある。その規模は西側に産地帯に設置して2115貯蔵能力の最大1650名とすると、
- これより集積倉庫と中間倉庫に47生産量の75%を16倉庫の規模が必要となる。
- 5) 中間倉庫に入った産物の一部は船積みである。港に届く7-310倉庫に行き、この7-310倉庫に要求される能力を計画し、又沿岸航路の船舶の能力に肉連する目的、各輸送回布と直接肉連して、性能向上を図る。
- 現在の2-3 7-310倉庫は、船積み倉庫に必要と求められている絶対的に不足している。バラ積み倉庫に40%増設を必要とする。
- 6) 戦略倉庫の場合、各粒の輸送と、需要量を基にする。国内供給の平常化と海外への輸送と保証する目的とすることが必要、その輸送を基にする。又国内市場のみを対応する場合、国内供給量が基準となる。何ヶ月間の貯蔵を必要とするか、倉庫需要が決定する。通常3ヶ月間の一般に考えられる期間の時、これは生産量の25%に相当する。
- これと、7-310倉庫を除く、貯蔵倉庫の能力は29年の生産量と見られる。不足は44%程度である。

iii) 倉庫の需給内訳

先にも述べ通り、バラ積みの倉庫と船積み貯蔵地は56,265.5千ト、また船積みの貯蔵と船積み貯蔵物の量は19,669.1千ト、合計75,934.6千トの需給と見られる。貯蔵能力は合計60,098.0千ト、その内訳はバラ積み倉庫の24,859.7千ト、船積み倉庫の能力は35,238.3千トである。

この数字をみれば、バラ積み倉庫の不足、船積み倉庫の余剰が明らかである。しかし全体的には貯蔵能力は貯蔵量に劣っていない。更に使用目的別にみれば、一般に利用士は倉庫の全体の約半分に過ぎない。現状では貯蔵態勢は深刻な状況にある。これは最近産地帯に進入し、前線地域での倉庫不足は、極めて深刻な問題となり、少ながらは損失がある。

又、他の問題点として特定地域への集中傾向があり、南部、南東地方の貯蔵態勢は整っていない。北却、東北地方の供給態勢は極めて不備である。

合字の地域別分布状況

地域別	比率 %
南部地方	53.5
南東地方	15.2
中西部地方	26.1
東北部地方	4.9
北部地方	0.8
計	100.0

出所: CIBRAZEM.

以上を前提として: CIBRAZEM (アフリカ合字会社) の設定による地域別の供給過剰

と 1990年度の平均需要量との比較表を次の通り示す

地域別 貯蔵能力と 1990年の平均需要量比較

A. 東南合字

地域別	区分	供給能力	需要量	不足
北部地方	袋積	262,690	312,500	(-) 49,810
	バラ積	28,111	369,500	(-) 332,389
東北部地方	袋積	1,208,178	2,563,500	(-) 1,355,322
	バラ積	85,409	2,370,500	(-) 2,285,091
中西部地方	袋積	4,108,258	301,000	(+) 3,807,258
	バラ積	2,935,856	5,212,500	(-) 2,276,644
南東部地方	袋積	7,613,141	469,000	(+) 7,144,141
	バラ積	3,618,524	5,049,000	(-) 1,430,476
南部地方	袋積	4,032,309	1,870,500	(+) 2,161,809
	バラ積	10,208,095	1,514,000	(+) 8,694,095
全面	袋積	27,182,600	974,500	(+) 26,208,100
	バラ積	16,875,995	28,132,500	(-) 11,256,505

B. 中南合字

北部地方	袋積	45,690	156,250	(-) 110,560
	バラ積	4,111	180,250	(-) 176,139
東北部地方	袋積	255,172	1,181,750	(-) 926,578
	バラ積	17,618	1,185,250	(-) 1,167,632
中西部地方	袋積	949,990	2,347,000	(-) 1,397,010
	バラ積	671,904	2,324,500	(-) 1,652,596
南東部地方	袋積	1,626,900	936,250	(+) 690,650
	バラ積	3,589,015	7,570,000	(-) 3,980,985
南部地方	袋積	1,235,506	150,500	(+) 1,085,006
	バラ積	863,090	2,606,250	(-) 1,743,160
全面計	袋積	4,108,258	4,771,450	(-) 663,192
	バラ積	5,145,738	14,066,250	(-) 8,920,512

出所: CIBRAZEM.

c. フェニックス合弁

フェニックス合弁により、数量は明らかではないが、1985年9月に運輸省の認可  
 した 貯蔵施設の新設が予定されている。

11本、ワシントン州	11本、ワシントン港	バラ積み合弁あり
サンフランシスコ州	サンフランシスコ港	なし
バロナ州	バロナ港	なし
サンパウロ州	サンパウロ港	バラ積みと比較的適当に合弁あり
11本、ワシントン州	11本、ワシントン港	バラ積み合弁あり
エズメイト、カナダ	エズメイト港	ビクトリア港及びカナダ-パシフィック港のバラ積み合弁あり
マニトバ州	マニトバ港	バラ積み合弁あり
マニトバ州	マニトバ港	なし (但し小荷のみ)
11本、ワシントン州	11本、ワシントン港	なし (但し小荷のみ)
バライバ州	バライバ港	なし (但し小荷のみ)
ペルナンブーコ州	ペルナンブーコ港	なし
アラゴアス州	アラゴアス港	なし
バイパ州	バイパ港	なし
"	アラゴアス港	穀物用の合弁持込あり
ペラ州	ペラ港	バラ積み合弁あり (但し小荷のみ)
パラナ州	パラナ港	バラ積み合弁あり

d. 戦略的合弁の懸念

地域別	供荷量	需要量	過不足
北部地方	0	412,936	△ 412,936
東部地方	0	1,727,020	△ 1,727,020
中部地方	0	2,877,833	△ 2,877,833
南東地方	0	993,947	△ 993,947
南部地方	0	489,667	△ 489,667
全国	0	6,496,383	△ 6,496,383

出所: CIDRA ZEM

#### iv) 貯蔵部門における政府計画

1990年より、予想される国内農業生産の増加及び国内市場への供給の増加に伴って、CIBRACEM (農務省管下の子会社) による開発計画を実施する。

- 1) 平常の収穫による生産可能な農産物の貯蔵能力を確保する条件を巧み、倉庫業務のレベルを維持する。
- 2) 二つの貯蔵業務のうち生産、輸送、販売、加工部門における、又大中消費都市における消費、供給のフローを促進させる。
- 3) 貯蔵部門の技術開発に、毎年の投資を積み、健康、公平な成長、この業種に従事する人員の訓練を行う。
- 4) 全国貯蔵システム及び農産物、浸漬物の流通に、関係する農業情報と収集システム。
- 5) 組合を通じて、又他の生産者と融資と行なう。全国貯蔵プログラムを推進し、農業前線地帯における公共用倉庫の拡張を促す。
- 6) 最近農業生産地帯に倉庫を建設し、貯蔵施設を維持する。地域に、民間部門が進出できるように、国連邦政府による倉庫建設を行う。
- 7) 戦略倉庫の建設は、国内食糧供給の平常化と国連邦の政策、その形成を可能にする条件を作る。

#### 貯蔵倉庫網の拡張計画

次に前掲の二つの貯蔵倉庫網の拡張計画を示す。

- a) 1990年における国内の農業生産量は90,000千トンを達する。
- b) 中には、国内の貯蔵施設は現状を維持する。500万、1990年の貯蔵量は32,650千トンに不足する。
- c) 国内の貯蔵施設の拡張は政府の責任であり、民間部門とこれと工業部門及び商業部門にも関係がある。二つの部門の貯蔵施設拡張の計画は、互いに一致する。
- d) 1990年より、指定された貯蔵供給能力は不足分30,650千トンである。CIBRACEMは政府の責任分野として、1989年より16,600千トンの能力拡張を行う。1970年10月政府の報告は、行方不明の計画である。

当面具体的に、1987年の振替計画の割当は決定した。1988年、及び1989年にも、  
今後の農業改革、国民の消費レベル、混雑及び農地改革の推進、新しい道路の建設等による  
影響を考慮して計画は変更された。

年度別、振替計画

1) 集荷倉庫

1987年 振替計画 2,139,000トンの貯蔵施設建設：其中、47%、中西部地区、  
27%と南東部、11%と東北部、7%と南部地区に割り当て

1987年の州別集荷倉庫建設計画

地域別	振替計画 (ト)
北部地区	0
東北地区	
ハルビン州	360,000
小計	360,000
中西部地区	
ゴヤス州	391,000
アムール州	368,000
アムール州	245,000
小計	1,004,000
南東地区	
エンフリン州	20,000
サハリン州	260,000
シベリア州	340,000
小計	620,000
南部地区	
バヤン州	65,000
ホフホフ州	90,000
小計	155,000
全国計	2,139,000

出所: CIBRACEM

1988年: 1,500,000トンの貯蔵施設の増設が決定された。

1989年: 88年と同規模の1,500,000トンの増設が行われる予定。

87, 88, 89年の3年における集荷倉庫の総増設は、5,139,000トンの増設。

2) 中部倉庫

1987年: 貯蔵施設の増設は約1,000,000トンの増設と見られ、中西部  
地区が全体の40%、南東部が37%、東北部が15%、南部  
地区が8%と占められた。

1987年の州別中野倉年建設計画

地域別	建設計画(ト)
北部地方	0
東北地方	
バード	150,000
小計	150,000
中部地方	
ゴラス	150,000
マホロ	150,000
トク	100,000
小計	400,000
南東地方	
マホ	120,000
マホ	250,000
小計	370,000
全国計	1,050,000

1988年: 750,000トへの増設が予定されている

1989年: 88年と同規模の750,000トへの増設を予定している

87, 88, 89年の3年間の平均中間倉庫の増設は2,500,000トである

3) 南東倉庫

1987年: 能力増設は南東地方におよび60,000トを目標として行われる。この増設は、倉庫増設に当る。

1988年及び1989年 現在おこなわれる増設計画は、

4) 増設倉庫

1987年: 合計1,000,000トへの増設計画を全国的に配分する。地域別には南東地方37%、東北地方30%、中部地方17%、北部地方8%、中部地方7%と分布する。

1987年の州別増設倉庫建設計画

地域及び州別	建設計画(ト)
北部地方	
アマゾナス	20,000
バード	50,000
ロンド	20,000
小計	90,000
東北地方	
マホ	60,000
ゴラス	20,000
セア	50,000
マホ	20,000
マホ	30,000
マホ	50,000
マホ	20,000

ビルディング	10,000
バイト	100,000
小計	360,000
中部地方	
コヤス	40,000
マナ・ジョウ	20,000
フジヤマ	20,000
小計	80,000
東北地方	
エス・エス・サト	20,000
ハナ・エス・サト	100,000
マナ・ジョウ	200,000
マナ・ジョウ	100,000
小計	420,000
西部地方	
イサト	70,000
マナ・ジョウ	50,000
ハナ・エス・サト	80,000
小計	200,000
全国計	1,150,000

出所: CIORAZEM.

1988年: 2,070,000トの能力を各年の建設の予定とする。

1989年: 88年と同規模の2,070,000トの能力を持つ建設の予定。

1987年8月187~89年35年間は5,590,000トの施設を建設する予定。

### 5) 冷蔵倉庫

都市の食糧品と果菜類や、鮮魚類を貯蔵するための冷蔵倉庫の建設は、都市の発展に伴って増加する。冷蔵倉庫の建設の計画は、次の通りである。

1987年: 貯蔵能力を85,300ト（総容量は406,194 m<sup>3</sup>）の施設を、

全体の44%を東北地方、37%を中部地方、11%を中部地方、5%を東北地方、3%を北部地方に割り当てる。

1987年の冷蔵倉庫建設計画

地方別	都市別	建設能力		利用予定
		ト	m <sup>3</sup>	
北部地方	ア・ク・サ	500	2,381	各地方産物 倉庫
	ロ・ク・サ	1,000	4,762	
	ハ・ク・サ	1,000	4,762	
	小計	2,500	11,905	
東北地方	ミナト	0,100	0,000	各地方
	マナ・ジョウ	2,000	9,504	
	小計	2,100	9,504	

中部貯水池				
ゴヤス	ゴヤス/貯水池	5,000	23,810	ニセ貯水池
マナブ	マナブ	2,000	9,304	"
計	マナブ	2,000	9,304	"
小計		9,000	42,858	
南東貯水池				
マナブ	マナブ	10,000	47,619	"
マナブ	マナブ	10,000	47,619	"
マナブ	マナブ	5,000	23,810	魚
マナブ	マナブ	10,000	47,619	ワニ
小計	マナブ	30,000	170,286	種10m以上
南西貯水池				
マナブ	マナブ	5,000	23,810	各種魚
マナブ	マナブ	3,200	15,238	種10m以上
マナブ	マナブ	3,500	16,667	ワニ
マナブ	マナブ	10,000	47,619	ワニ
マナブ	マナブ	5,000	23,810	ワニ
マナブ	マナブ	5,000	23,810	ワニ
小計		31,700	150,959	
全国計		85,700	406,199	

出所: CIBRAZEM

1988年: 貯蔵能力 74,500ト (354,760 m<sup>3</sup>) 増設の予定

1987年: 貯蔵能力 131,400ト (623,719 m<sup>3</sup>) 増設の予定

ニセ貯水池 87~89年の3年間の合計増設は 291,200ト (1,384,667 m<sup>3</sup>) とする

水工工事の予算と各種の施設費、年次別増設計画の合計を次の通り示す

1) 集水域	1987年	2,139,000 ト
	1988年	1,500,000
	1989年	1,500,000
	小計	5,139,000
2) 中間倉庫	1987年	1,000,000
	1988年	750,000
	1989年	750,000
	小計	2,500,000
3) 貯水池倉庫	1987年	60,000
	小計	60,000
4) 放水路倉庫	1987年	1,100,000
	1988年	2,070,000
	1989年	2,070,000
	小計	5,240,000
水工工事合計		12,979,000
5) 貯蔵倉庫	1987年	85,300
	1988年	74,500
	1989年	131,400
	小計	291,200
87~89年間の合計		13,270,200 ト



### IV 主要産物の流通ニ関シ

#### 1) 小麦

小麦の生産、流通は政府の統制下におかれ、国産品、外国産品ともに政府が購入し、国庫の補助のもとに取付価格と下割り価格を価格上場と併合し、最終消費段階で基本的な割当品（パン用）に對して小売価格を決定して置く。

この上は政府の管理下に置かれ、小麦の流通は、ブラジルの銀行小売局（CTRM）の管理に委ねられる。ブラジルの銀行小売局の流通は、1962年11月22日發給の布告第820号によって小売管理業務をブラジルの銀行に委託し、委託を受けたブラジルの銀行は、1962年11月22日發給の布告第820号によって小売管理業務を（CTRM）に譲渡した。この業務は、1962年11月22日發給の布告第820号によって、同日に開始された。

又、同報告の記載によれば、国内の小麦生産は、1962年11月22日發給の布告第820号によって、同日に開始された。これは、同報告の記載によれば、同日に開始された。

その後、67年8月の同報告は、ブラジルの銀行の業務譲渡に加えて、国内小麦販売局に改称した。75年、農業金融政策統制局に併入された。79年の再編改組で、国内小麦販売局（DEPARTAMENTO DE COMERCIALIZAÇÃO DO TRIGO NACIONAL）に改称された。この名称は、最初には、CTRMの継承を意味していた。

このように、小麦の流通は、政府の統制下におかれ、基本は、国内産品の小麦の流通に過ぎない。生産性、生産量は、低い。また、国内需要は、国内産品の大量の輸入に依り、少くは、外貨を流出し、国内産品の不足を補う。また、国内産品の国際価格と国内価格との差は、生産者に支払われ、また、消費価格に押し、大衆消費層に負担を及ぼす。

ブラジルの銀行小売局の管理下に置かれ、小麦の流通は、この通りである。

小麦の流通 = 274

1) 政府の買上げ

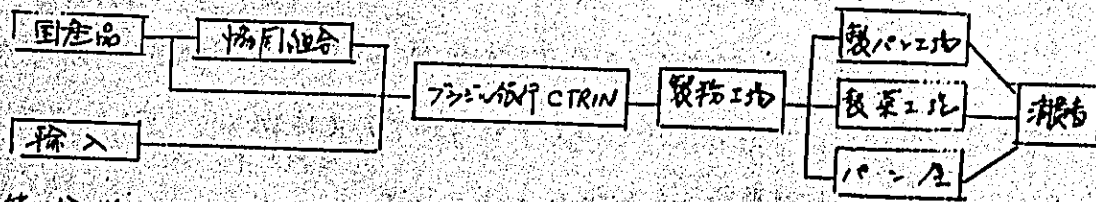
小麦の買上げは、主に小麦買取局 (CTRIN) が地域別に指定された銀行支店を通じて行われる。買上げ価格は毎年政府によって調整される。この調整は、小麦の供給と需要のバランスを維持するために必要である。政府は、小麦の買上げ価格を、生産者の満足を得る最近数年間の平均買上げ価格のレベルに維持する。これは、生産者の利益を保護し、国内価格水準の買上げ価格のレベルを維持し、生産者の利益を保護し、国内価格水準の買上げ価格のレベルを維持する。

政府の買上げは、小麦の輸入と輸出のバランスを維持し、国内市場の安定性を確保する。買上げ価格は、最終消費価格を低く維持するために必要である。これは、国内市場の安定性を確保し、国内市場の安定性を確保する。買上げ価格は、最終消費価格を低く維持するために必要である。これは、国内市場の安定性を確保し、国内市場の安定性を確保する。買上げ価格は、最終消費価格を低く維持するために必要である。これは、国内市場の安定性を確保し、国内市場の安定性を確保する。

2) 小麦買上げのプロセス

- a) 生産者は、CTRINが定めた規格と品質に従って、小麦を指定の倉庫に納入する。
- b) 指定倉庫に納入された小麦は、CTRINの発行した受取証を受取る。この受取証は、小麦の品質と重量、水分含量、含有水分、貯蔵の場所、納入年月日などが記入される。この受取証は、買上げの検査と検査の結果を文書化する。CTRINが発行した買上げの取引は、マニフェストによる納入と買上げの取引は、買上げの検査と検査の結果を文書化する。この検査は、同一の特定の検査員による検査と検査の結果を文書化する。他の生産者は、検査の結果を文書化する。この検査は、同一の特定の検査員による検査と検査の結果を文書化する。
- c) CTRINは、小麦の買上げの開始と終了の日を決定する。CTRINは、協同組合による共同市場を初期の結果として、今日の日組合活動の中心となる買取局の買取と買取の結果を文書化する。協同組合は、買取の結果を文書化する。この買取は、買取の結果を文書化する。この買取は、買取の結果を文書化する。

1. 5. a 流通経路



1) 保管・輸送

ブラジルの銀行が指定する公営倉庫に貯蔵する。その代金が生産者と支払われる。倉庫の管理、保存、搬出の責任は CTRIN に移行する。

国内各地の製鉄工場への輸送は政府が決定する優先方法によって選ばれる。政府の指導方針は石油・燃料の節約のため鉄道輸送を優先し、石油は実際問題として鉄道の輸送帯には適さないから、石油は石油輸送の大半は道路輸送又は海上輸送で行われる。

輸送帯の中で、州内輸送は貯蔵・余剰を貯蔵する所及び、州外へ運ぶ所、州外への輸送品は他の消費中心地帯へ搬出する。貯蔵所は輸送帯にのみ使われる。

州内での生産工場にある各倉庫と通じる唯一の輸送機関はトラックで、トラックは最も早い輸送手段で運ぶ。鉄道の積み荷は、鉄道の輸送帯にトラック輸送の子消費市場へ搬出する。川や湖や貯水池の貯蔵所は集積地帯の貯蔵・貯蔵。トラック及び貯蔵・貯蔵の貯蔵所は、沿岸航路は他の州へ輸送するの普通である。この際、SUNAB (内国航路) の小乗船が改良して、全国へ27.9供給の貯蔵所へ、SUNAMAN (内国商船管理) の輸送に当たる船舶の手配は行われる。

また、ブラジル西部地域の生産物 (州内生産の50%を占める) の大半はグアイラ港 (PORTO DE QUAIRA) と、パノラマ (PANORAMA) と通じる貯蔵所市場へ送られる。この場合、3種の輸送形態、道路、水路及び鉄道の利用がある。また、貯蔵所市場の製鉄工場への輸送は、鉄道の最大利用を目的とした方法である。

2) 製鉄工場への搬入



生産者により購入される

公定の倉庫に貯蔵される際に発行される証明書には、種子用小麦と工業用の小麦との区別が義務づけられる。これは種子用の小麦が一般小麦とは別れ、取扱上の取扱上の恩恵を受けられることが出来たのである。

現在当用種子用として保存される小麦が選別、規格分類、分析の結果種子として不適当なものと判定されたり、種子としての市場が乏しい場合種子として受入を拒否されることがある。この場合には CTRW の専門技術者が当該小麦を検査し、人体に有害な分子毒性の物質を含む穀物土壌のコンディションにあると判定された場合は食用として処分を要する。このようにして種子として扱われる以外に唯一の任何のものは穀物工場である。

#### 1) 小麦の輸入

小麦は国内生産が不足する毎年の輸入が行われる。輸入小麦の取扱いは国産小麦と同様に重要視されている。従来輸入小麦は、輸入原部、貯蔵、輸送、配分の業務は CACEX の行っていた。79年北降つた政府理事会の決議により、CTRIN にこの業務が移管された。このため CTRIN 内部に輸入小麦の取扱部門の部課が新設され上記の業務を引継いでいる。CTRIN では輸入小麦の取扱が以前に比べて生産州と全国の各州にある穀物工場への配給業務を行っていた。輸入小麦は2016-17年度から行われることになるが、特に周知を要している。

小麦の輸入計画及び輸入小麦の国内配給計画は、国内供給局 (Supply) 小麦の主任主任者、若しくは公共機関の代表者が委員会において決定する。CACEX は進んで輸入が行われる。同委員会では輸入数量と検閲し輸入計画を作成し外国の供給例の条件を合意する。供給者が選定されれば、供給供給契約の締結は、価格と引渡期限が決定する。

CACEX は同委員会の子会社として輸入業務を担当し、供給例と信用状と送付可能な輸入認証状を発行する。輸入量及び輸入港の明瞭な情報は、ドック・ドキュメント (DOCCNAVE) による同決定の特権により、輸送船舶と配給する。

CACEX は契約により、買付交渉を行う。運賃、保険料、本税、港務費用等の

支拂いを行つた。輸入品がブラジルの港に到着しては、CTRIN が商品の受取りを行つた。その後、反動の強い支拂いによる配給計画にもとづいて、各製糖工場やサトウに輸送しての運賃は、諸経費を支拂う。

従来小卒の輸送形態は、袋詰めのもので、手付けのトラックで、近年輸送手段の改善とともに、袋詰め形態の急速に減少し、トラックでの輸送手段が増え、最近では、箱子の受取りとバラの状態への受取りとの違いにより、袋詰めの数量が削減されている。

なお、最近の国内生産は、輸入量との関係で、国内生産の増加により、輸入量の減少の傾向がある。また、農業政策の転換により国内生産の安定化により、輸入に依存している状況は、時に再び増大の可能性を有している。

小卒の国内推定消費量

年度	国内生産量	輸入量	推定消費量
1981	2,210	4,360	6,300
82	1,850	4,424	6,300
83	2,100	4,182	6,400
84	1,900	4,367	6,300
85	4,300	4,547	6,800
86	5,300	1,834	2,500

出所: IAGE, CATER

又、前述の通り、小卒に対しては補助金、国内小卒の買上価格と製糖工場への引渡価格の差額を政府が受取形態で行なうことが、約70%前後の補助金に減少している。その割合は年々により異なり、補助率が高かったのは1980年の82%、その後徐々に減少し、82年の63%となっている。

生産者受取価格と製糖工場引渡価格

年度	生産者受取価格	製糖工場引渡価格	比率%
1977	3.2	1.2	38
78	4.1	1.4	33
79	5.4	1.5	28
80	11.8	2.2	18
81	28.5	9.9	34
82	64.9	23.9	37
83	185.5	61.3	33
84	607.6	193.7	30
85	2,310.4	674.2	29
86	CE	1.1	32

出所: IEA

糖粉工場大手10社

単位: 100万

工場名 (所在地)	売上高	利益	正味販売	設備投資	1-6月の値
REFINACOES DE MILHO BRASIL (T-150)	2136.2	-	-	2500	86.7 12月
MOINHO DA LAPA (T-150)	1570.9	109.1	418.2	2929	↑
MOINHO FLUMINENSE (T-150)	549.2	468.6	2463.7	183	86.7 6月
MOINHO SALVADOR (T-150)	541.3	493.0	219.6	435	86.7 12月
MOINHO FORTALEZA (T-150)	540.2	448.6	232.6	362	↑
MOINHO ANACONDA (T-150)	487.2	33.1	219.7	439	↑
MOINHO ATLANTICO (T-150)	385.6	67.0	51.9	372	↑
MOINHO RECIFE (T-150)	348.9	167.5	1116.7	486	86.7 6月
MOINHO FAMA (T-150)	291.2	59.3	74.1	194	86.7 11月
ASUA BRANCA (T-150)	272.6	17.2	88.6	182	86.7 6月

出所: GAZETA MERCANTIL

2) 大豆

大豆の流通経路

大豆は最低価格保証制度と合理的価格の導入で、市場の安定と最低価格による政府の取組の二つの大方向から進められている。このため、国内生産者も自らの責任を担い、貯蔵費や輸送費を支拂い、大豆の価格を安定させることに努めている。同時に、大豆の価格を安定させるための合理的価格の導入も、現在大豆の70%が合理的価格に引き上げられ、30%は自主採油工場による買付と一部卸高による買付である。

最低価格による政府の取組は、市場の安定と最低価格の導入による大豆の価格の安定に、130万トンの買付と、120万トンの現物担保融資の導入による大豆の87年と4月の増産が、国内市場の需要と国内価格の上昇に、4月の増産による取組は、一般市場の取引に限定される。大豆の原料大豆の現物の市場の上昇と大豆の価格の安定。

最近価格保証二制度により、政府より (96万) を、現物担保現貨 (CFR) の場合と現物の大豆の政府 (登録番号の生産額に依り CFR - カンパニ) の指定す、地方の食料、肥料、一定期間を定むるに要する各、全国的な穀物取引所を通じ、交渉する。

穀物取引所の取引の主な目的は、精製工場の原料確保のため、購入の行われる。現行現貨工場の所在地は、南米諸国との輸送に要する経路と距離に依り、適宜に定め、その下に、以下に示す。

一方、市価が高、最近価格制度を利用して、各組合とも、食料と油の一部、原料の輸送に依り、大豆の精製工場に買取らる。

精製工場と食料の原料の精製、精製した油の缶詰の 3段階の組合に行われる。大豆の工場は、3段階の工程は、大豆の原料の精製、最終商品として、一貫作業で行われる。中、小型工場は、3段階中、1段階のみとし、2段階の工程を行わぬ。大豆の原料の精製工場は、南米諸国の生産集中地帯に多く、又、その中心の工場は、大豆の工場は、粗油の缶詰、大豆の精製工程の缶詰、缶詰の作業を行って、大豆の原料生産地帯のバナン州、パラナ州、ミナソナス州、リオグランデ州、セント・カタリナ州、および、リオ・グランデ州の中心地帯の工業地帯に多く見られる。原料精製の工程は、大豆の粗油の缶詰、缶詰の缶詰工場は、大豆の缶詰の輸出を行って、大豆の

精製及大豆工場、大豆10万

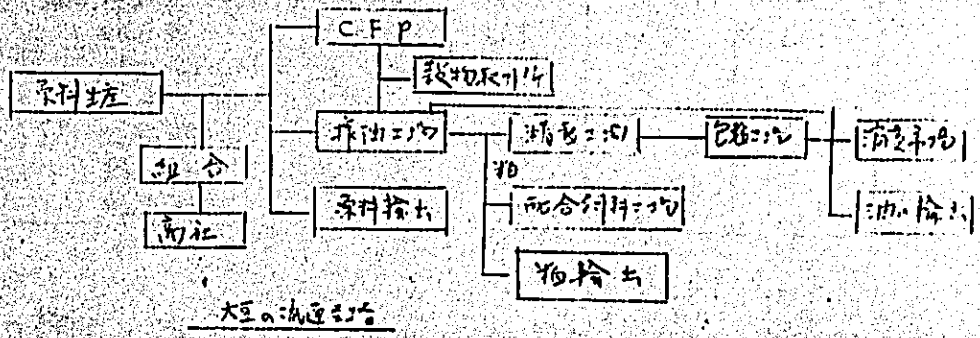
米100T

工場名 (所在地)	大豆高	利益	生産量	従業員数	大豆10万
CEVAL (サントカト)	3,389.8	86.1	1,930.2	2,342	203.24
J.B. DUARTE (サントカト)	2,684.5	90.1	485.7	810	同上
BRASWEY (サントカト)	2,392.1	51.9	576.8	2,500	同上
OLVEIRA INDUSTRIAL (パラナ州、フムサド)	1,879.6	66.1	445.0	2,120	同上
REF. OLCO BRASIL (サントカト)	1,756.0	65	150.5	760	同上
COMOVE (MOGIANA) (サントカト)	1,615.4	3.1	280.0	71.5	同上
SAMRIG (RO GRANDE) (パラナ州、フムサド)	1,528.1	37.5	285.8	1,573	同上
CERINTE (サントカト)	1,429.7	33.7	403.8	251	同上
RESEQUE (サントカト)	1,231.4	22.9	970.5	1140	863.18
GRANOL (サントカト)	1,144.3	22.6	930.5	955	865.18

出典: GINEJA MERCANTIL

注) J.B. DUARTE 社は、大豆を粗油と粕に分けて行っている。





大豆の流通経路

海外市場

大豆は典型的な輸出品、毎年大量の海外輸出が行われる。90年代の前半には輸出量が25億トンを超えた。輸出品は大豆、大豆(豆)、大豆油の形で存在する。大豆は、大豆油と精製大豆に加工される。

この形態の中で最も規模が大きなのは大豆粕で、80年代の前半5年間の平均輸出量は約800万トン、平均輸出金額は16億ドルに達した。

大豆粕の輸出先市場は、アジアとオセアニアが中心で、85年にはそれぞれ重量比が約30%及び24%、金額比が31%及び25%を占めた。このほか、イギリスとヨーロッパ市場にも輸出されている。

大豆(豆)の場合、国内原料を優先し、その余剰が輸出に回される。70年代は国内原料確保を重視し、相対的輸出制限が導入された。80年代に入ると状況は可成り緩和され、1970年代前半は300万トンに達する輸出が行われていた。しかし87年以降は海外市場の低迷と利益低下の前半は300万トンに達する輸出に達して以来、国内飼料需要の増大、および政府の6月中旬に輸出制限の中止と措置を取った。

大豆(豆)の輸出先市場は大豆粕の場合と同様にアジアとオセアニアが中心で、アジアは約40%、オセアニアは20%、イギリスとヨーロッパは大型市場でそれぞれ日輸出総輸出量の5-6%を占める。この国際市場の需要に応じ、流通している輸出規格は、以下の通り。

	大粒	中粒		小粒
大豆の長さ 粒の長さ	7.505 mm 以上	6.320 ~ 7.505 mm		5.330 ~ 6.320 mm
色の割合 混合割合	黄色 10%	緑色 10%	黄色 10%	黄色 10%
等級	1級品	2級品		3級品
保存水率 の割合	最高 最高	最高 最高	最高 最高	最高 最高



3) 米

最低価格保証制度は、合算の作物の市場価格のレベル如何に於て政府の大臣の権限  
下、米の生産者から最初の出荷価格に、一般に、逆送金等による、時差金等  
も含まれる。地域別政府の最低価格保証制度を利用する最低価格決定に取  
引する場合が多い。この米の生産者の性格と（その一）は、地域別保証  
と下の「陸路の場合」の事態を起すに、価格の有利な立場にある。

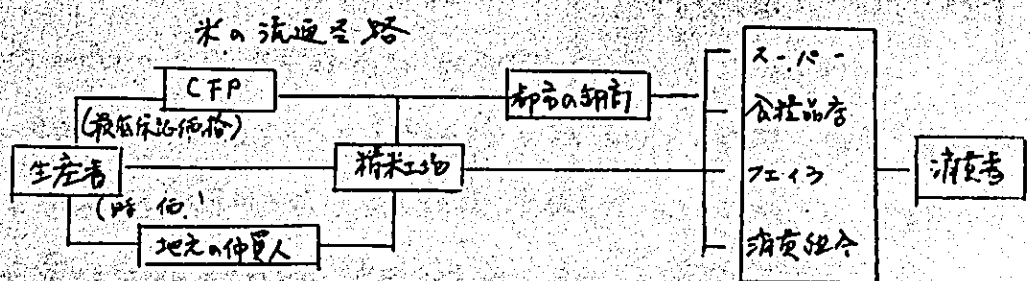
最低価格の政府は無償で米、後日全国の穀物取引所の通い、競争による。従来  
政府在庫の放出時期については、特に規定されず、その放出の市場価格は、必要に  
上り押さへ生産者の収益を圧迫し、製造の方法を改め、87年の米市場価格の  
低下を以て、一定の限度を越えた時の米の競争取引の方法を改め、穀  
物取引所による、競争による方法を行わす。

- 1) 穀物取引所の正式に登録した米の競売に参加するに出来る。
- 2) 各競売の48時間前、競売の目的内容（数量、貯蔵場所、数量、金融取引の条件  
（年率等））が公表される。
- 3) 買手の検査は、供出した現物の見本が提示される。
- 4) 競売建値は CFP の定めた価格を、商材とした。この価格と ICM（商品流通税）を  
合算した価格とする。取引所に競売人が提示する各買手の価格と、取引所に  
数量を公表する。競売価格と ICM を合算した米の取引成金は、買手  
には買手負担として ICM が加算される。
- 5) 取引成金は、現物の目的と消費に不相当な場合を除き、品質に及ぶ苦情の  
受入れられず、消費に不相当な利益を、買手の正式な要請により、現物の管理に  
行及ぶが、当局は、申請の形で行わす。この費用は CFP 負担とする。
- 6) 買手が購入した商品代金の支払は、次の方法で行わす。
  - a) 穀物取引所と数量と取引額を 0.5%
  - b) 購入商品の代金を取引額を 2.5%
  - c) 残金の競売の日、10日及び 20日目に納入する。この支払は、銀行の口座  
に、取引所の競売開始価格を取消する。

- 7) 現物の管理が各行の上の各支店に終了を認めては現物の取引が変更
- 8) 計量 移動、保険他所有権の移転の必要がない。計量管理は現物の管理、期日所収品の計量、商品と選別等による。
- 9) 支払期限不履行の取引への追加買付は天引きの損失。延滞利息及び罰金と取引の停止、買付の権利と復帰の停止による。

CFPを理由とする市価による取引が実行される場合は、地元の精米所に先渡り方法が多。精米所は物と精米比を比較して都府の穀物卸商へス・ロ・1 販入する。小型の倉庫等は仕入量が少ないので穀物卸商より購入する場合が多い。この場合穀物卸商の在庫と、定期的な派達とで各商の注文を取りと後日配達の方法とで、この場合 60kg入り袋で配達する。又、最近では 5kg入りのドラム缶で運ばれては販売方法が元々普及して、ス・ロ・1 から売り出すほかは大量に取扱われることになる。小型の商店では精米所から少量の仕入で配達する。この場合は店が取扱っている。

米の自由生産の採り 1千トンで国内消費量に相当量の輸出全額は可能。又特産年次の国内需給関係は、余剰の土産も定期の使途用に保管すべき輸出の行われることになる。



4) とらわらし

とらわらしは米の品質を一定に保つて流通を促すこと。米の品質を異にする米の食用に不利なためとらわらしは飼料系科を主目的としており、食用に供する道は少量である。食用には青とらわらし、又は食用の形を提供される。

とらわらしは最低価格保証制度の中に含まれており、基礎原料として、政府市場介入が規制された。重要農産物の一つである。

とらわする流通段階の最低価格制度は、CFPへの先払い、時価による組合委託による地元仲買人の直接取引による流通を含む。87年の総合史上最大の生産量と前年表上の輸入品を含む繰越量による供給過剰の状況から、CFPの市場価格を低く、CFPへの先払い(AGF)又は現物の担保と融資(EGF)の利率の大小に利用を小し、市価による取引の減少を促す、価格の道に動く場合、CFP取引の減少、又は皆無となる市場取引の増加が予想される。

最低保証価格でCFPを買い上げられたとらわする、又は収穫直後市価の恩恵を受け、F=の収穫物の担保とCFPの融資を受けると、融資期限満期の時点で市価と同様のF=の政府の買い上げ(AGF)に組み入れられるとらわするは、CFPの所有物とF=の全額が穀物取引所を通じて競売に付される。競売の最初、建屋のCFPによる設定がある。この価格の原則は、CFPの買い上げ価格(最低保証価格)と以後の貯蔵コストを加算したものである。政府在庫の市場放出の目的は市場価格の高騰を抑え、消費者供給に困らぬことにある。競売時々の情勢を考慮して価格の設定がある。この際、決断期早の最低価格との関連も重要な事項である。

CFPの競売に参加する、配合飼料工場、又は原料確保のため購入を行う。その他、製油工場、穀物卸商、畜産、畜産業者等の参加もある。又配合飼料工場は独立した専内工場、又は大手組合の配合飼料部門による措置がある。

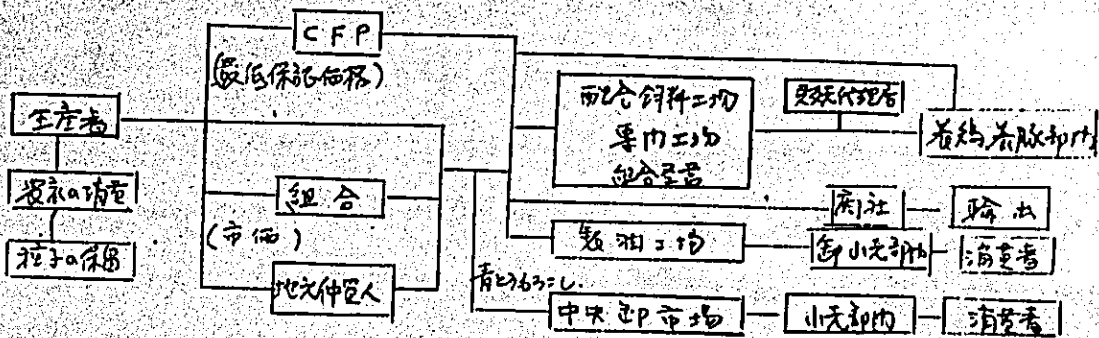
CFPを自由市場の場合、市場の市場価格による取引の場合、組合へ委託する、地元仲買人と通じ配合飼料工場、又は養豚、養豚部門に取引がある。全体的には、減少傾向にある。中央卸市場を経由して消費市場に向かうことが普通である。

とらわする輸出の量は、80年代は、720万ト、82年52万ト、83年77万ト、84年18万ト、輸出は、海外への販路が、逆に80年156万ト、81年30万ト、85年26万ト、86年360万トの大量輸入が行われ、取引の不安定な国内供給態勢を来している、輸出市場は、オランダ、スイス、ノルウェー等である。

以上のほか、生産物の一部が養豚の自家消費(豚肉、豚脂)として消費される。

以上述べた通り、流通経路は次の通りである。

とらぶろの流通経路



5) フェイゾン

フェイゾンは米、とらぶろと共に基礎産物として政府の特別の取扱いを受けた作物である。現在ブラジル国内消費量は約280万トンを相対減少しているが国内生産量は直接保つておける300万トンを割る程度で従ってその輸入品にその供給の補充が行われる。年による価格変動の大きい作物である。

フェイゾンの場合其他の雑穀類と同様に 1) 最低価格と 2) 政府の天売と 3) 市場価格による取引とがある。流通は持つている。

最低価格と 2) 政府の天売とは実質上同一の CFP (生産調整公社) に委託が行われ、従って CFP はその市場に放出する。このため米のとらぶろの場合と異なり、フェイゾンの場合は穀物取引所と直接取引する数量は少なく、40~60%程度で他の s-10-1-1 に対しては直接取引、COBAL に委託製造、特別補助金の支給、政府公共機関への配布が行われる。

1) 穀物取引所における競売

カンパネラ、バネ、アサヒ、100ト、バネ、アサヒ、ト、2-10、ミナス、ジエラ、エマヌエル、ゴロン、及びパラナ各州の穀物取引所を通じて一般に競売する。一般にフェイゾンの取引は行われる卸商の規模の小さい他州の穀物取引所の競売に依存している。従ってその供給は、各州に流通する際、競売の行われる新しい競売取引の流通の需要がある。

2) s-10-1-1 に対する直接取引

農産物の食糧供給及び価格統制特設の - SEAP の食糧供給プログラム

